第三期

高山村子ども・子育て支援事業計画

【令和７年度～令和 11 年度】

令和７年３月

高　　山　　村

ご　あ　い　さ　つ

次代の社会を担う全ての子どもが健やかに成長し、子育てに喜びを実感できる社会の実現に向けて、子育て支援の充実が重要です。

そこで、村においては、平成22年度に策定いたしました「高山村次世代育成支援対策推進地域行動計画（後期計画）」により子育てに対する支援を推進してきましたが、新たに制定された子ども・子育て支援法に基づき、村における子育て支援施策の総合的な計画として、子どもたちの将来の夢を紡ぐことができる道標として平成27年３月に「高山村子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

令和２年度から令和６年度までを「第二期」として「幸せ実感、信州高山～つながりを大切にした温かい地域社会を目指して~」を基本理念に掲げ、継続的に子育て環境の充実を図るための取り組みを推進しました。併せて、村の最上位計画である「第六次高山村総合計画」では「笑顔あふれる健康・福祉のむら」として、少子化対策、子育て支援を、また、「一人ひとりが輝く教育、文化・スポーツのむら」として、保育園・学校教育への支援を掲げて、事業に取り組んできました。

いずれの計画においても、子育て支援は大きな柱であり、その計画を実効性のあるものとするためにも、本事業計画はすべての子どもたちが元気に育ち、すべての親が安心して子育てができる、子育てを社会全体で応援する環境づくりとして大変重要な計画です。

この度、令和7年度から令和11年度の今後５年間を計画年次とする「第三期」計画を策定しました。基本理念を「子ども真ん中　子育て応援　信州高山」と定め、保育園や小学校の教育施設整備や、子育てに要する保護者の皆さんの経済的負担の軽減など、積極的に子育て支援を推進しますので、皆様方のなお一層のご支援をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定に当たりまして、アンケート調査にご協力いただき、貴重なご意見を賜りました村民の皆様、また、子ども・子育て支援事業計画の検討にご尽力いただきました高山村子ども・子育て協議会の皆様方に心より感謝申し上げます。また、村民の皆様には、本村の地域福祉向上のためにご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和７年３月

高山村長　藤　沢　敏　和

目　次

第１章　計画策定の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　　１　計画策定の趣旨
　　２　計画の位置づけ
　　３　計画の期間
　　４　計画の対象
　　５　計画の策定体制
第２章　子ども・子育て家庭を取り巻く状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
　　１　人口等の状況
　　２　教育・保育施設等の状況
　　３　子ども・子育て支援事業の状況
　　４　アンケート調査の結果概要
第３章　計画の基本方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
　　１　計画の基本理念
　　２　基本目標
　　３　基本目標の具体的取組
第４章　子ども・子育て支援施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・58
　　１　教育・保育提供区域の設定
　　２　児童数の推計
　　３　教育・保育の量の見込みと確保方策等
　　４　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保
　　５　教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保
　　６　産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
　　７　児童虐待防止対策の充実
　　８　ひとり親家庭の自立支援の推進
　　９　障がい児等への支援
　１０「仕事と生活の調和」の実現に向けた取り組みの推進
　１１　子どもの居場所・遊び場
第５章　計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・68
　　１　推進体制
　　２　計画の広報・啓発
　　３　計画の達成状況の点検及び評価
資料編　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・69

第１章　　計画策定の概要

１　計画策定の趣旨

子どもを取り巻く環境は、急速な少子化と核家族化、デジタル化、グローバル化、価値観の多様化など、昨今の社会的背景によって大きく変化してきています。そのため、複雑化する問題に対し、社会全体として包括的に子どもを支える取り組みが必要となります。

高山村では、令和２年から令和６年度までの５年間を計画期間とする「第二期高山村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援に関する施策を推進してきました。引き続き、この取り組みを一層促進するために「第三期高山村子ども・子育て支援事業計画」を策定します。この計画により、学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期などを定めることで、学校教育・保育事業に対する村民のニーズに応えていくための体制づくりを進めていきます。

２　計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、すべての子どもに質の高い生育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度を一元化して新しい仕組みを構築し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

さらに、これまで取り組みを進めてきた次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画「高山村次世代育成支援対策推進地域行動計画　子育ての手をつなごう、高山」について、基本的な考え方を継承しながら、更に、子どもとその家庭に関る施策を体系化し、保健・医療、福祉、教育、住宅、労働等の様々な分野にわたり総合的な展開を図るものです。

３　計画の期間

この計画は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。なお、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況について、各年度ごとに点検・評価を行います。

また、計画最終年度である令和 11 年度には、それまでの成果と課題などを踏まえて達成できない事業のあり方を改善し、事業計画の見直しを行い、新たに次期５年間の計画を策定します。

４　計画の対象

本計画は、村内のすべての子どもとその家族、地域住民、事業主を対象とします。「子ども」とは、児童福祉法第４条に基づき、おおむね 18 歳未満を、子ども・子育て支援法に基づく各事業は、おおむね 11 歳の小学生までを対象としています。

５　計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第 77 条に定められている合議制機関として位置づけられた「高山村子ども・子育て協議会」において、計画内容等についての協議を行いました。

関連計画の名称	関連計画の期間							
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
第六次高山村総合計画	R2~R6(前期)			R7~R11（後期）				
第三期高山村子ども・子育て支援事業計画	R2~R6			R7~R11				

第２章　子どもと子育て家庭を取り巻く状況

1　人口等の状況

（1）総人口と世帯数の推移

本村の人口は減少傾向となっており、過去 10 年間の推移をみても平成 27 年には 7,374 人であったものが令和 6 年には 6,485 人まで減少しています。令和に入ってからは平均して毎年 110 人の減少が続いています。このように人口減少をどう食い止めていくかは引き続き大きな課題となっています。

世帯数の推移については、平成 27 年には 2,405 戸であったものが、増減を繰り返しながらも令和 6 年には 2,473 戸と若干の増加となっています。世帯数増加の要因は核家族化の進行が一因であると考えられます。実際に平均世帯人数をみると平成 27 年には 3.1 人であったものが令和 6 年には 2.6 人となっています。

図表 1:高山村の総人口と世帯数の推移（各年 4 月 1 日現在）

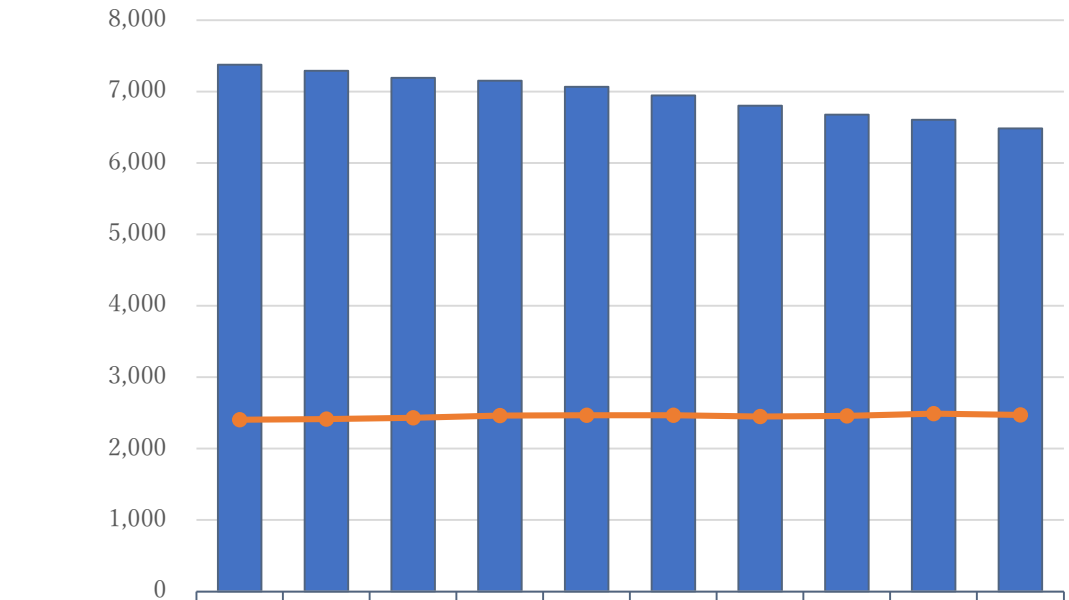

	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
総人口（人）	7,374	7,291	7,193	7,150	7,067	6,944	6,801	6,678	6,603	6,485
世帯数（戸）	2,405	2,414	2,431	2,461	2,468	2,466	2,447	2,458	2,490	2,473

資料：村統計資料

（２）年齢別人口の状況

令和６年４月１日時点の人口ピラミッドをみると、男性も女性も 70 歳から 74 歳の人口が一番多くなっています。また、65 歳以上の高齢者は 2,427 人で全体の 37.4%を占めていますが、逆に０歳から 15 歳未満の子どもは 582 人で全体の 9.0%となっています。

図表 2：高山村の年齢別人口

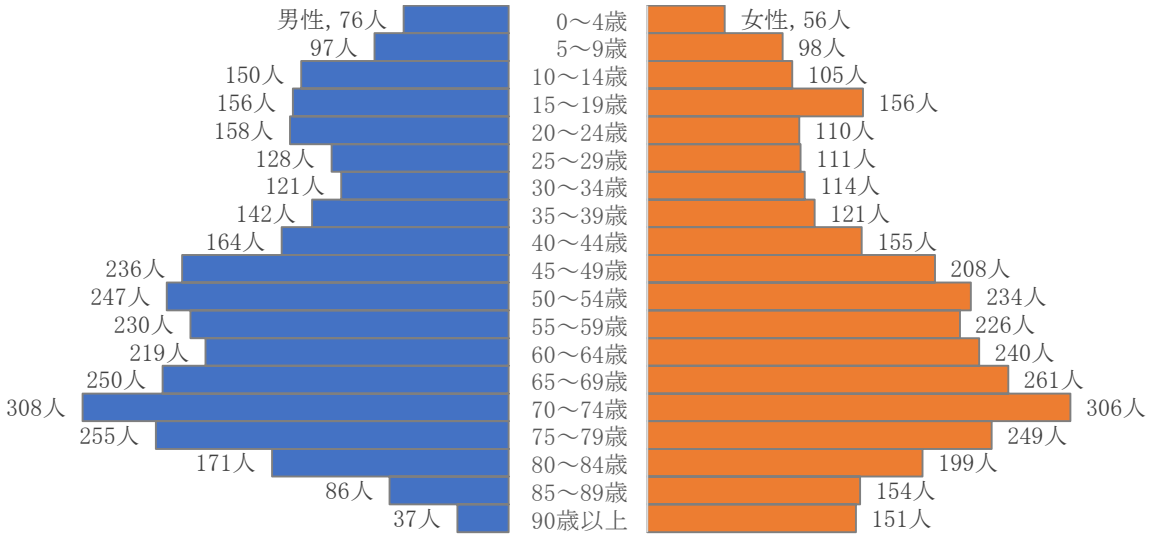

	0～4 歳	5～9 歳	10～14 歳	15～19 歳	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳
女性	56	98	105	156	110	111	114	121
男性	76	97	150	156	158	128	121	142
合計	132	195	255	312	268	239	235	263
	40～44 歳	**45～49 歳**	**50～54 歳**	**55～59 歳**	**60～64 歳**	**65～69 歳**	**70～74 歳**	**75～79 歳**
女性	155	208	234	226	240	261	306	249
男性	164	236	247	230	219	250	308	255
合計	319	444	481	456	459	511	614	504
	80～84 歳	**85～89 歳**	**90 歳以上**	**合計**	**15 歳未満計:実数・%**		**65 歳以上計:実数・%**	
女性	199	154	151	3,254	259	8.0%	1,320	40.6%
男性	171	86	37	3,231	323	10.0%	1,107	34.3%
合計	370	240	188	6,485	582	9.0%	2,427	37.4%

資料：村統計資料

（3）総人口及び年少人口（0 歳～14 歳）の推移

令和元年～令和 6 年までの人口推移では、総人口が 582 人減少している中で、0 歳から 14 歳までの年少人口が 195 人減少しており、減少総数の 33.5%を占めていることから、少子化が進行していることがわかります。

図表 3:高山村の総人口と年少人口の推移(各年4月1日時点)

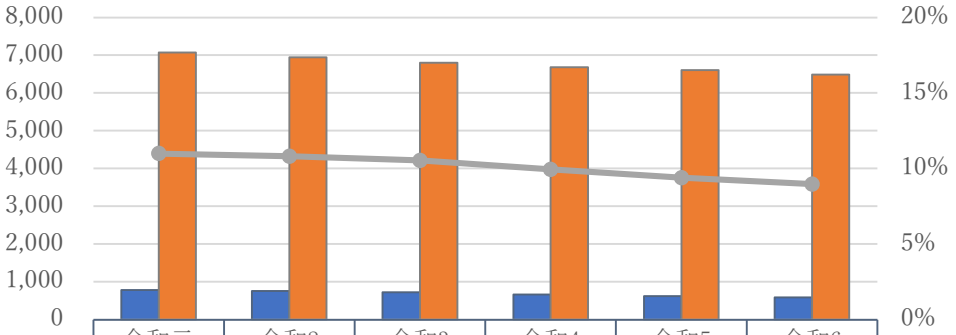

	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
年少人口(人)	777	751	717	664	620	582
総人口(人)	7,067	6,944	6,801	6,678	6,603	6,485
割合	11.0%	10.8%	10.5%	9.9%	9.4%	9.0%

資料：村統計資料

（4）年少人口の推移

令和元年から令和６年までの 14 歳までの年少人口の推移をみると、少子化傾向が顕著で、令和元年には合計 777 人でしたが、令和６年には 582 人になっています

図表 4：年少人口の推移（表）

年齢	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
0 歳	28 人	30 人	17 人	25 人	17 人	17 人
1 歳	34 人	30 人	33 人	18 人	28 人	22 人
2 歳	39 人	36 人	31 人	33 人	24 人	32 人
3 歳	47 人	43 人	39 人	28 人	36 人	20 人
4 歳	41 人	48 人	45 人	39 人	34 人	41 人
5 歳	46 人	39 人	46 人	46 人	36 人	28 人
6 歳	45 人	47 人	39 人	46 人	42 人	41 人
7 歳	60 人	46 人	47 人	38 人	47 人	43 人
8 歳	55 人	60 人	46 人	47 人	41 人	44 人
9 歳	57 人	55 人	59 人	44 人	42 人	39 人
10 歳	67 人	57 人	54 人	57 人	49 人	45 人
11 歳	67 人	67 人	57 人	54 人	56 人	43 人
12 歳	70 人	67 人	64 人	56 人	46 人	55 人
13 歳	52 人	72 人	68 人	66 人	65 人	55 人
14 歳	69 人	54 人	72 人	67 人	57 人	57 人
合計	777 人	751 人	717 人	664 人	620 人	582 人

資料：村統計資料

図表 5：年少人口の推移（グラフ）

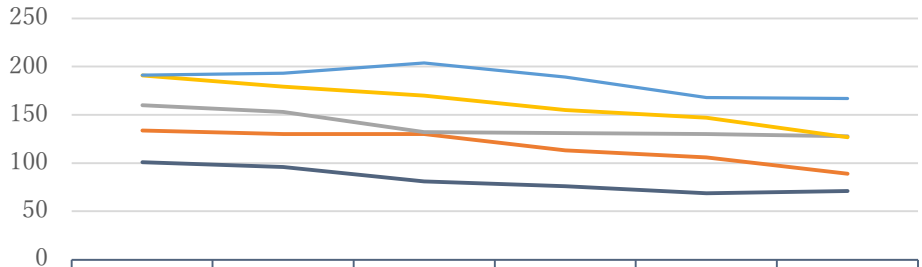

	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
0-2歳(人)	101	96	81	76	69	71
3-5歳(人)	134	130	130	113	106	89
6-8歳(人)	160	153	132	131	130	128
9-11歳(人)	191	179	170	155	147	127
12-14歳(人)	191	193	204	189	168	167

資料：村統計資料

（5）婚姻・出生数の推移

国勢調査のデータをもとに、平成７年度から令和２年度までの５年ごとの 20 歳から 40 歳未満の男女の未婚率をみますと、男性・女性ともに未婚率はいずれの年も 90%以上で、大きな変化はありませんが、25 歳からは男女ともに未婚率の上昇傾向が続いています。

図表 6:未婚率の推移(表)

年度	20－24 歳		25－29 歳		30－34 歳		35－39 歳	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
平成７年度	95.6%	92.2%	73.6%	59.0%	37.9%	14.7%	20.5%	5.1%
平成 12 年度	94.2%	92.9%	79.1%	61.5%	56.7%	37.0%	31.3%	17.5%
平成 17 年度	95.2%	93.9%	79.4%	71.0%	54.6%	32.4%	42.1%	19.9%
平成 27 年度	99.1%	96.1%	82.3%	72.8%	59.0%	36.3%	38.3%	22.6%
令和２年度	96.4%	94.3%	83.8%	82.7%	65.6%	44.8%	39.8%	26.5%

資料：国勢調査

図表 7:未婚率の推移(グラフ)

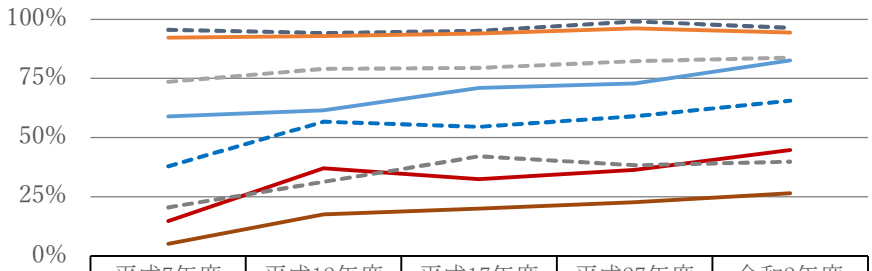

	平成7年度	平成12年度	平成17年度	平成27年度	令和2年度
20-24歳・男性	95.6%	94.2%	95.2%	99.1%	96.4%
20-24歳・女性	92.2%	92.9%	93.9%	96.1%	94.3%
25-29歳・男性	73.6%	79.1%	79.4%	82.3%	83.8%
25-29歳・女性	59.0%	61.5%	71.0%	72.8%	82.7%
30-34歳・男性	37.9%	56.7%	54.6%	59.0%	65.6%
30-34歳・女性	14.7%	37.0%	32.4%	36.3%	44.8%
35-39歳・男性	20.5%	31.3%	42.1%	38.3%	39.8%
35-39歳・女性	5.1%	17.5%	19.9%	22.6%	26.5%

資料：国勢調査

本村で１年間に生まれる子どもの数は、各年によってばらつきは見られますが、年々減少し、令和に入ってからは 20 人前後となっています。

合計特殊出生率を全国・長野県のデータと比較してみますと、全国や長野県では緩やかな減少となっているのに対して、本村では令和２年以降 1.0 を下回るなど減少幅が大きくなっています。

※合計特殊出生率：一人の女性が一生に産む子どもの平均数のこと。

図表 8:出産数・合計特殊出生率の推移(表)

年度	出産数	合計特殊出生率		
		高山村	長野県	全国
平成 29 年度	36 人	1.24	1.56	1.43
平成 30 年度	27 人	1.06	1.57	1.42
令和元年度	36 人	1.34	1.57	1.36
令和2年度	20 人	0.85	1.46	1.33
令和3年度	21 人	0.88	1.44	1.30
令和4年度	22 人	0.92	1.43	1.26
令和5年度	19 人	0.83	1.34	1.20

資料：村統計資料　全国・長野県：人口動態調査

図表 9:合計特殊出生率の推移(グラフ)

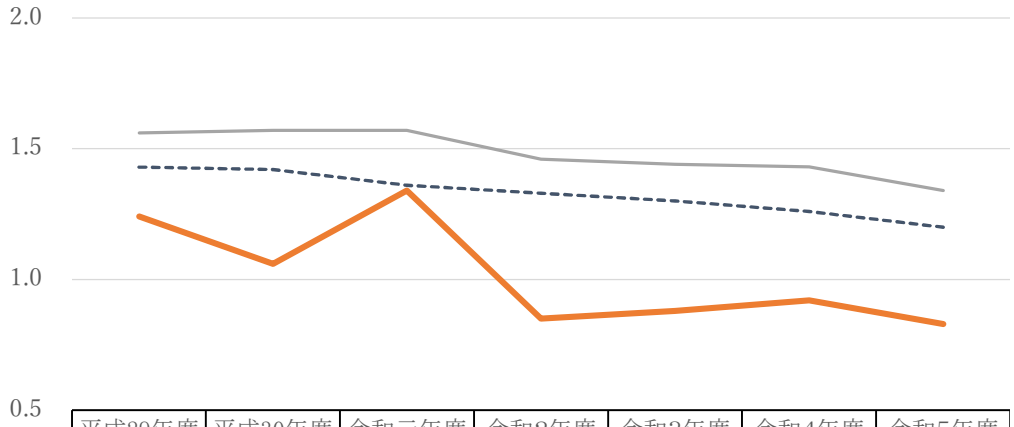

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高山村	1.24	1.06	1.34	0.85	0.88	0.92	0.83
長野県	1.56	1.57	1.57	1.46	1.44	1.43	1.34
全国	1.43	1.42	1.36	1.33	1.3	1.26	1.2

資料：村統計資料　全国・長野県：人口動態調査

（6）世帯の動向

本村の世帯の家族類型は、「夫婦と子ども」の核家族世帯が 27.1%と最も高く、次いで「夫婦のみの世帯」が 24.1%と続いています。長野県のデータと比較してみますと「単独世帯」が本村では長野県の 2/3 程度であり、「三世代以上の世帯」が長野県の倍近く多くなっています。

図表 10:世帯の家族類型(令和 2 年)

区分	一般世帯数	単独世帯数	核家族世帯				高齢夫婦世帯(夫 65 以上、妻 60 以上の 1 組の夫婦)	三世代以上の世帯
			夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども		
高山村	2,318	458 19.8%	558 24.1%	630 27.1%	44 1.9%	149 6.4%	381 16.4%	328 14.2%
長野県	829,979	31.0%	22.0%	25.2%	1.4%	7.6%	13.6%	7.6%
全国	55,704,949	38.0%	20.0%	25.0%	1.3%	7.7%	11.7%	4.2%

資料：国勢調査

世帯類型の推移では、「三世代世帯」が大きく減少し、「核家族世帯」が多くなってきています。「夫婦のみ」「高齢夫婦世帯」が増加していることが類推されます。

図表 11:世帯類型の推移

年	単独世帯	核家族世帯	三世代世帯	その他の世帯
平成 7 年	10.7%	51.3%	33.5%	4.5%
12 年	11.0%	54.0%	29.5%	5.5%
17 年	12.3%	57.3%	24.7%	5.7%
22 年	13.4%	57.4%	22.8%	10.4%
27 年	15.6%	58.0%	19.0%	7.4%
令和 2 年	19.8%	59.6%	14.2%	6.4%

資料：国勢調査

（7）就業の状況

本村の女性の就業率は、20 代後半にピークがあり、30 代前半で横ばいから減少に転じ、その後再び上昇し 45 歳から 49 歳でピークになり、その後は緩やかに減少に転じていきます。長野県のデータと比べますと、それほど~~の~~大きな違いは見られません。

図表 12:女性の年代別就業者割合(表)

年齢	高山村		長野県
	平成 27 年	令和 2 年	令和 2 年
15-19 歳	9.2%	8.3%	13.3%
20-24 歳	82.1%	77.3%	78.1%
25-29 歳	83.2%	90.4%	90.8%
30-34 歳	78.9%	87.0%	87.6%
35-39 歳	81.9%	86.8%	89.0%
40-44 歳	87.7%	89.0%	91.3%
45-49 歳	89.4%	93.3%	92.0%
50-54 歳	85.2%	88.9%	90.8%
55-59 歳	80.4%	86.6%	88.1%
60-64 歳	66.4%	78.6%	78.9%
65 歳以上	31.8%	39.9%	32.6%

資料：国勢調査

図表 13：女性の年代別就業者割合（グラフ）

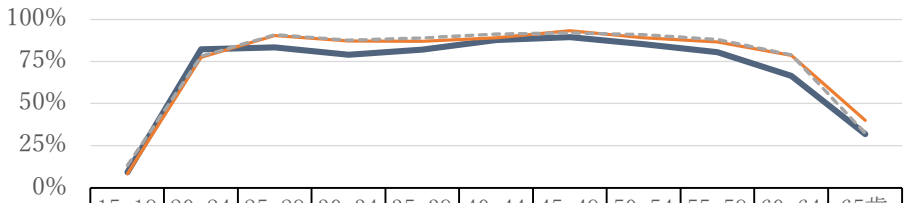

	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65歳以上
高山村・平成27年	9.2%	82.1%	83.2%	78.9%	81.9%	87.7%	89.4%	85.2%	80.4%	66.4%	31.8%
高山村・令和2年	8.3%	77.3%	90.4%	87.0%	86.8%	89.0%	93.3%	88.9%	86.6%	78.6%	39.9%
長野県・令和2年	13.3%	78.1%	90.8%	87.6%	89.0%	91.3%	92.0%	90.8%	88.1%	78.9%	32.6%

資料：国勢調査

2　教育・保育施設等の状況

（1）保育所等

本村の保育所（園）は、公立保育所が１園となっています。私立の聖徳保育園は平成27年度から休園しています。またその他の施設も閉園、又は休園となっています。

図表 14:高山村内の保育所(等)

施設名称	所在地	定員	入所児童数	待機児童数	保育士数	入所率
たかやま保育園	高山村大字高井 468	195 人	115 人	0 人	33 人	59.0%
聖徳保育園	高山村大字高井 2906 の 4	休　園　中				
○なないろのにわのの花ほいくえん○	高山村大字高井	令和 4 年 9 月～令和 5 年 9 月　現在閉園				
ベビーシッター浦野	高山村大字高井	現在休園				

資料：村統計資料

図表 15:たかやま保育園の入所児童数の推移　（3/1 現在人数　令和6年度は8/1 現在）

入所児童数	令和２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
0 歳児	6 人	3 人	6 人	5 人	1 人
1 歳児	15 人	13 人	10 人	16 人	11 人
2 歳児	22 人	17 人	18 人	13 人	20 人
3 歳児	42 人	38 人	24 人	38 人	18 人
4 歳児	39 人	45 人	41 人	24 人	41 人
5 歳児	42 人	40 人	41 人	41 人	24 人
合計	166 人	156 人	140 人	137 人	115 人
保育士数	33 人	33 人	34 人	33 人	33 人

資料：村統計資料

図表 16:特別保育サービスの実施状況と利用者数

施設名称	開所時間帯	特別保育サービスの実施有無			
		延長保育	一時預かり保育	休日保育	障がい児保育
たかやま保育園	【短時間】8:30～16:30 【標準時間】7:30～18:30 【延長保育】18:30～19:00	○	○	×	○
		日変	日変		加配職員の配置

日変：「児童数が日によって大きく変化する」の意

（２）小学校・中学校の状況

本村には、公立の小学校が１校、中学校が１校あります。令和６年５月１日時点で、小学校は２５３人、中学校は１５７人が在籍しています。

小学校・中学校共に児童・生徒数が減少傾向であり、それに伴って学級数も減ってきています。

図表 17:小学校･中学校の概要　（令和 6 年 5 月 1 日時点）

公立学校名	所在地	児童数・生徒数	学級数	職員数
高山小学校	高山村大字高井 3455	253 人	13 組	37 人
高山中学校	高山村大字高井 4575	157 人	8 組	24 人

学校基本調査

図表 18:高山小学校の児童数･学級数の推移

児童数	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
1 年生	45 人	37 人	46 人	44 人	41 人
2 年生	45 人	45 人	37 人	46 人	43 人
3 年生	56 人	45 人	45 人	37 人	44 人
4 年生	52 人	55 人	45 人	45 人	37 人
5 年生	54 人	51 人	56 人	45 人	44 人
6 年生	63 人	54 人	55 人	56 人	44 人
合計	315 人	287 人	284 人	273 人	253 人
学級数	14 組	14 組	14 組	13 組	13 組

学校基本調査

図表 19:高山中学校の生徒数･学級数の推移

生徒数	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
1 年生	66 人	58 人	54 人	52 人	49 人
2 年生	64 人	66 人	60 人	54 人	53 人
3 年生	51 人	64 人	67 人	60 人	55 人
合計	181 人	188 人	181 人	166 人	157 人
学級数	8 組	8 組	8 組	8 組	8 組

学校基本調査

3　子ども・子育て支援事業の状況

（1）放課後児童クラブの状況

本村には放課後児童クラブが公立で１か所、私立で１か所設置されています。保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後等に専用施設を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図っています。平成 27 年度から開設時間をこれまでの 18 時 30 分から 30 分延長し、19 時までとし、働く保護者の支援を行っています。

図表 20:放課後児童クラブの概要

児童クラブ名	所在地	開設時間		
		平日	土曜日	長期休業中
高山村児童クラブ	高井 3455	下校後～19：00	8：00～19：00	8：00～19：00
学童保育聖徳園	高井 2905	下校後～19：00	8：00～19：00	8：00～19：00

定員は高山村児童クラブが７０名、学童聖徳園が５０名です。

（令和６年４月１日時点）

図表 21:高山村児童クラブの利用児童数の推移　（各年 4/1 時点）

児童数	令和２年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
1 年生	20 人	18 人	22 人	28 人	24 人
2 年生	22 人	16 人	20 人	23 人	31 人
3 年生	27 人	19 人	13 人	18 人	16 人
合計	69 人	53 人	55 人	69 人	71 人

資料：村統計資料

図表 22 学童保育聖徳園の利用児童数の推移　（各年 4/1 時点）

児童数	令和２年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
1 年生	14 人	11 人	11 人	7 人	7 人
2 年生	14 人	15 人	9 人	12 人	4 人
3 年生	13 人	11 人	13 人	8 人	8 人
4 年生	14 人	16 人	13 人	8 人	6 人
5 年生	13 人	11 人	9 人	9 人	7 人
6 年生	12 人	6 人	7 人	7 人	2 人
合計	80 人	70 人	62 人	51 人	34 人

資料：村統計資料

（2）子ども・子育て支援に関する各種事業

本村では、子ども・子育て支援に関する事業として、下記の各種事業を実施してきています。

令和２年に、保健福祉総合センター内に子育て支援センターと子育て世代包括支援センターを開所しました。

図表 23:高山村子育て支援センター事業の概要

事　業　名	事　業　内　容	利用日・時間等
1、相談活動 (1)面接相談 (2)電話相談 (3)健康・栄養相談 (4)家庭訪問	育児不安解消のための支援活動 ・保育士との面接相談 ・電話による相談 ・保健師・栄養士による相談 ・生後4か月までの家庭全戸訪問、こんにちは赤ちゃん事業	 毎日 9 時～16 時 毎日 9 時～16 時 随時 計画訪問
2、子育て支援活動 (1)わくわく広場の開催 (2)年齢別遊びの広場 0，1，2～3 歳児 おはなしの会 (3)午後利用	子育て支援の交流の場の提供 ・遊びの場、親子ふれあい、世代間交流 ・遊びの場、親子ふれあいの場提供 保健師・栄養士による情報提供 親子で絵本・紙芝居に親しむ ・遊びの場・親子のふれあいの場の提供	 週 3～4 回 9時～12 時 月 1 回9時～12 時 13 時～16 時
3、サークル支援 （1サークル）	サークルの運営に関する相談・育成 ・会場の提供、遊びの援助、託児	 年 11 回 10 時～12 時
4、子育てセミナーの開催 (1)子育てセミナー (2)講演会	子育てについて学びあう場、交流の場 ・子育てについて学ぶ場の提供 ・父親・母親向けに講座を開催	 年 11 回 年1回
5、保育園開放 たかやま保育園	在園児と未就園児とのふれあい、親同士の交流、情報交換の場	月 1 回 10 時～11 時半
6、広報活動 (1)支援センターだより (2)子育てガイド作成 (3)利用カード作成 (4)お祝いカード作成 ブックスタート事業 (5)ホームページ作成	子育て情報の提供 ・「なかよしひろば」 ・子育て支援センター事業への理解および積極的な参加の呼びかけ ・絵本のプレゼント ・支援センターの情報提供	 月 1 回発行 3 ヶ月検診時にｶｰﾄﾞと絵本ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾄ 随時発信
7、その他 (1)関係機関との連携 (2)健診時の PR	 ・関係機関との情報交換、支援会議 ・乳幼児を持つ親子の把握	 随時 健診時

図表 24:子育て支援センター事業の利用者数(令和５年度実績　年間参加者の延べ人数)

事　業　名		親の参加数	子の参加数	合計	(4 年度)
わくわく広場		545 人	738 人	1,283 人	1,643 人
年齢別遊びの広場	０歳児	45 人	60 人	105 人	118 人
	１歳児	30 人	36 人	66 人	62 人
	２歳児	21 人	31 人	52 人	47 人
午後利用		60 人	67 人	127 人	267 人
サークル支援	ハンドメイド	75 人	97 人	172 人	106 人
子育てセミナー		119 人	143 人	262 人	245 人
講演会		8 人	11 人	19 人	－
小学生夏休み学習会		－	－	－	－
保育園開放		76 人	87 人	163 人	225 人

資料：子育て支援センター調べ

図表 25:子育て世代包括支援センター利用状況(令和５年度)

事　業　名	人　　数（人）
妊婦、乳幼児を持つ親の相談	49 人
支援プランの作成（新規）	2 人
支援プランの作成（継続支援）	6 人
元気っ子相談（5 歳児相談）	39 人
元気 100 倍相談（発達相談）	13 人

（3）母子保健事業の状況

図表 26:母子保健事業の概要（令和6年 4 月 1 日現在）

事　業　名	事　業　内　容
①　母子健康手帳交付	妊娠届を提出すると交付が受けられます。関係書類の申請・発行・相談等実施しています。
②　妊婦一般健康診査事業	妊娠中に必要な健診(検査を含む)を受ける時の助成をするもので、医療機関等に委託して実施しています。
③　妊娠教室（ママねっと）	助産師が妊娠中や出産後の身体の変化や過ごし方等について、講話と実技指導を実施しています。
④　出産・子育て応援給付金	すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じる相談支援を充実させるとともに、出産育児関連用品の購入費等に利用していただくため、出産・子育て応援給付金を支給します。
⑤　新生児聴覚検査	新生児聴覚検査にかかる費用を全額助成します。医療機関等に委託して実施しています。
⑥　新生児、乳児家庭訪問	生後 1 か月前後のお子さんとお母さんがいる家庭に保健師が訪問し、赤ちゃんの体重測定・お母さんの産後の状態確認・健診や予防接種の案内・その他の相談等を行います。
⑦　産婦健康診査事業	産後 2 週間、1 か月の健康診査の助成をするもので、医療機関等に委託して実施しています。
⑧　産後ケア事業	出産後、育児やからだの回復に心配のあるお母さんとお子さんが、村と委託契約した医療機関等で授乳や育児に関する相談・支援が受けられます。
⑨　乳児集団健康診査 （3 ヵ月、7 ヵ月、10 ヵ月児）	各月齢に応じ、内科診察、身体計測、栄養相談、歯科相談、保健相談等を実施しています。
⑩　幼児集団健康診査 (1 歳 6 ヵ月、2 歳、3 歳児)	各月齢に応じ、内科診察、歯科検診、身体計測、栄養相談、歯科相談、保健相談、心理相談等を実施しています。 3 歳児では上記に加え、眼科検診を実施しています。
⑪　離乳食教室	栄養士による離乳食のすすめ方や作り方の学習を実施しています。
⑫　子ども健康相談	お子さんの体重測定や離乳食、育児相談などに応じます。（毎週水曜日午前 9 時～12 時）
⑬　元気っ子相談事業	5 歳児、6 歳児を対象に保健師、発達相談員等が保育園、幼稚園を訪問し、問診・相談を行います。
⑭　不妊治療補助事業	村に 1 年以上住所があり、不妊治療を行っている夫婦に対し、年額 50 万円を限度に治療費の助成を行っています。
⑮　未熟児養育医療	未熟児であって、医師が入院養育を必要と認めた方を対象に養育医療に要した経費の全部あるいは一部について医療券を発行しています。

図表 27:母子保健事業の利用状況の推移

事業名		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
①　母子健康手帳	届出数	25 人	20 人	25 人	21 人	22 人
②乳児集団健康診査 （3、7、10 ヵ月児）	対象者	98 人	71 人	58 人	76 人	51 人
	受診者数	97 人	71 人	58 人	74 人	48 人
	受診率	99.0%	100%	100%	97.4%	94.1%
③幼児集団健康診査 (1.6 ヵ月、2 歳、3 歳)	対象者	113 人	101 人	95 人	79 人	84 人
	受診者数	112 人	100 人	91 人	81 人	82 人
	受診率	99.1%	99.0%	95.8%	102.5%	97.6%
④新生児、乳児家庭訪問	実施数	31 人	18 人	24 人	18 人	21 人

資料：健康福祉課調べ

（4）各種手当の概要

図表 28:各種手当の概要

手当の種類	内　　容
① 児童手当	児童手当法に基づき、家庭生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、養育者に給付される手当。高校生年代（18 歳）までの児童を養育する者が対象となります。
② 児童扶養手当	父母が離婚などにより、父または母の一方からしか養育を受けることができないひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するために、所得に応じて手当が支給されます。
③ 特別児童扶養手当	精神や身体に基準以上の障害を有する 20 歳未満の児童を養育している父母等に手当が支給されます。
④ 障害児福祉手当	日常生活において、常時介護を必要とする在宅の重度障がい児に手当が支給されます。

手当の種類	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
① 児童手当	547 人	541 人	503 人	469 人	436 人
② 児童扶養手当	48 人	45 人	39 人	33 人	32 人
③ 特別児童扶養手当	11 人	12 人	13 人	16 人	17 人
④ 障害児福祉手当	2 人	2 人	1 人	2 人	2 人

資料：住民税務課・健康福祉課調べ

（5）各種助成の状況

図表 29:各種助成の状況

助成の種類	内　　容
乳幼児等医療費特別給付金	乳幼児等が病気やけがで通院及び入院した場合、0 歳から 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日まで医療費の自己負担分が給付されます。

助成の種類	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
乳幼児等医療費特別給付金	1,160 人	924 人	867 人	830 人	786 人

資料：健康福祉課調べ

4　アンケート調査の概要

（1）調査の概要

本村では第二期までの「高山村子ども・子育て支援事業計画」を評価するとともに、新たな計画を策定するため、アンケート調査を実施しました。

本アンケート調査は、計画策定のための基礎資料として、対象となるお子さんの保護者の就労状況、サービス利用の実態、子育てに関する意識・意見を把握することを目的としたものです。

○調査対象: 0～12 才(小学 6 年)の児童のいる世帯　264 世帯(415 人　R6. 4. 1 現在)

○調査期間：令和 6 年 5 月 29 日～令和 6 年 6 月 14 日

○調査方法：保育園及び小学校を通じて配布・回収、その他は郵送

○配布・回収状況

種別	配布数	回収数	回収率
0～12 才	264 票	174 票	65. 9%

（2）調査結果の概要

①子育てに大切な環境

子育てに大切な環境は「家庭」が 82.2%と高くなっています。これ以外の項目はいずれも 1 割以下となっており、家庭が子育てに最も大切な環境と考えられていることがわかります。

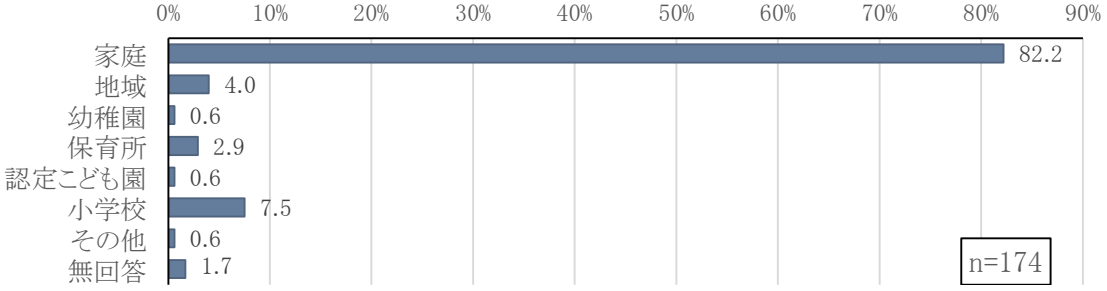

②子どもの育ちをめぐる環境について

(ア)子育てに日常的に関わっている人

子育てに日常的に関わっているのは「父母ともに」が 76.4%で最も高く、次いで「小学校」が 51.7%でこの 2 項目が過半数となっています。また「祖父母」も 46.0%と半数近くになっています。

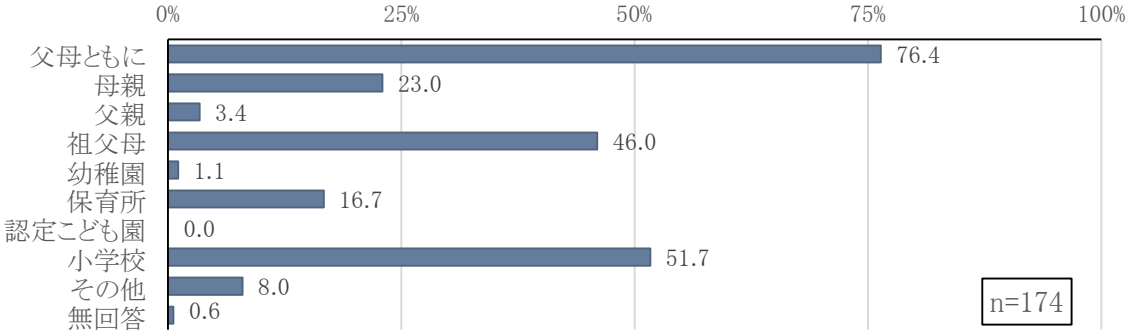

（イ）お子さんを見てもらえる親族・知人

「緊急時もしくは用事の際は祖父母等の親族にみてもらえる」が 56.3%で高く、過半数となっています。次いで多いのは「日常的に祖父母等の親族に見てもらえる」で 40.8%となっています。

なお「いずれもいない」は 8.6%で、「無回答」の 0.6%を合わせても 10%未満で、回答者の 90%以上は、親族・知人にお子さんを見てもらえる環境となっています。

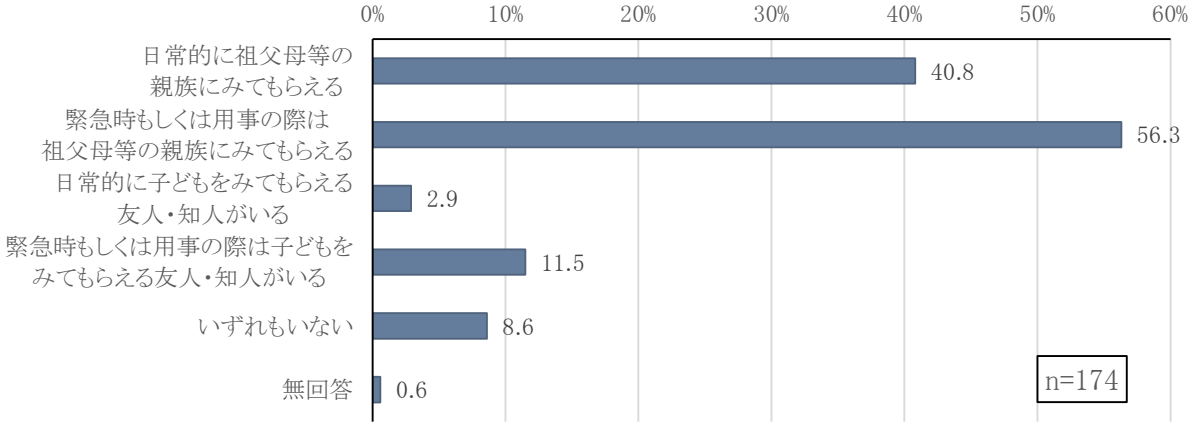

（ウ）親族や知人にお子さんを見てもらっている状況

「相手の負担や時間的制約を心配することなく、安心して子供をみてもらえる」が 46.8%と高くなっています。一方で「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」（23.4%）や「相手の負担や時間的制約が大きく心配である」（22.8%）も 2 割を超えています。

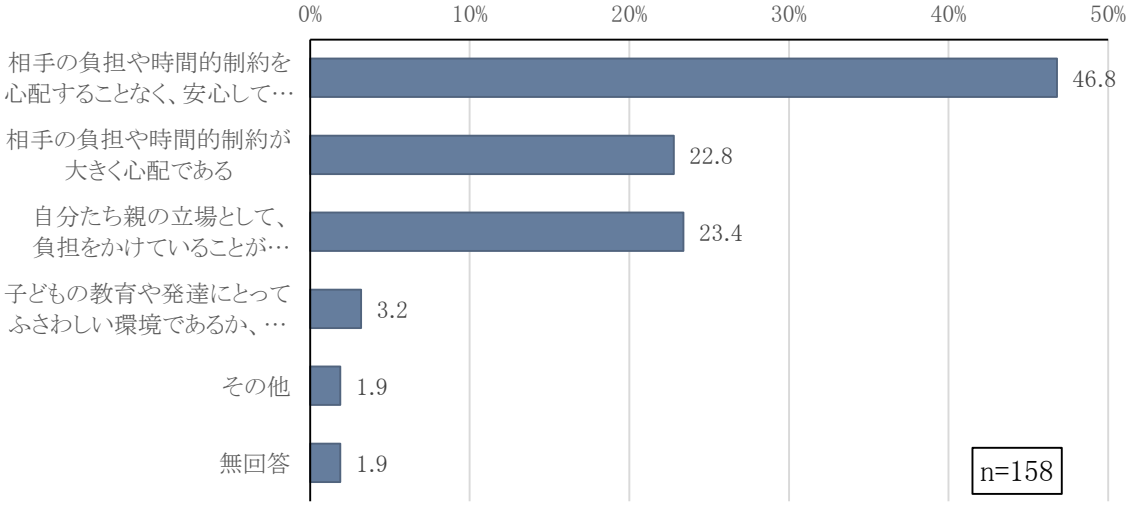

(エ)子どものことや子育てについて気軽に相談できる相手・場所

「身内の人」が 85.6%で最も高く、次いで「友人や知人」が 61.5%となっています。このように回答者の多くは気軽に相談できる相手がいることになります。その一方で「そのような相手・場所はない」も 4.0%となっています。

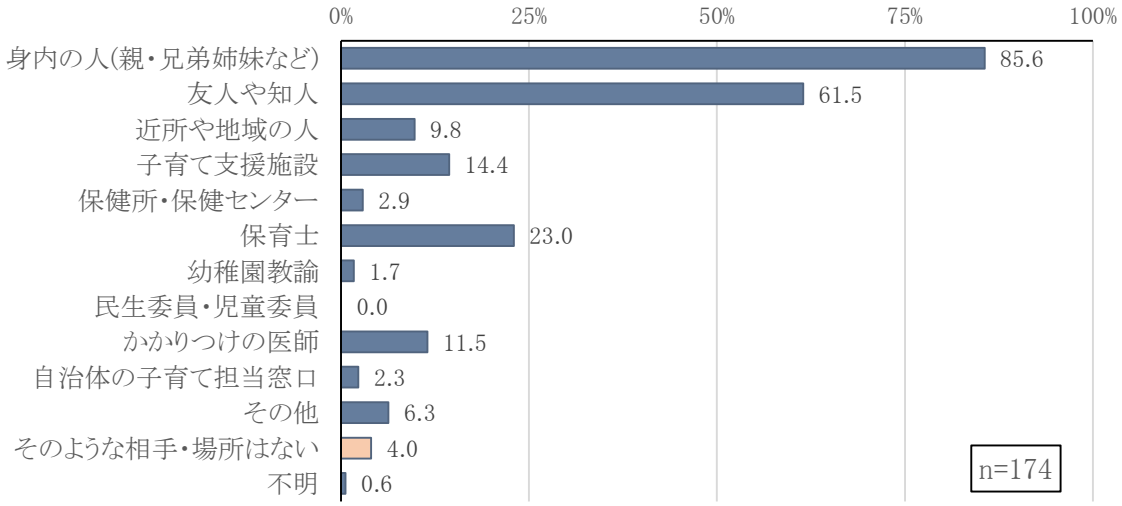

③保護者の就労状況

（ア）母親の就労状況

「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が44.8%で最も高く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 39.7%となっています。

令和元年調査と比較すると、全体的な傾向は同じですが、令和 6 年度調査では現在就労している割合がやや高くなっています。また「以前は就労していたが、現在は就労していない」は 13.5%から 8.6%へ 5 ポイントほど減少しています。

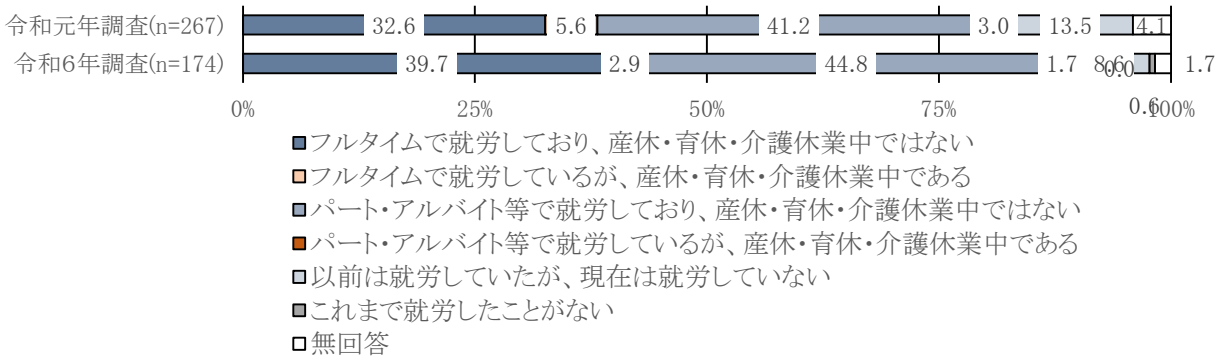

（イ）母親の週当たりの就労日数

母親の週当たりの就労日数は「5 日」が 67.7%で最も高く、次いで「4 日」が12.9%、「6 日」が 7.1%となっています。

令和元年度の調査と比較すると、大きな違いはありませんが、「5 日」が 5 ポイント余り高く、「6 日」が 4 ポイント余り低くなっています。

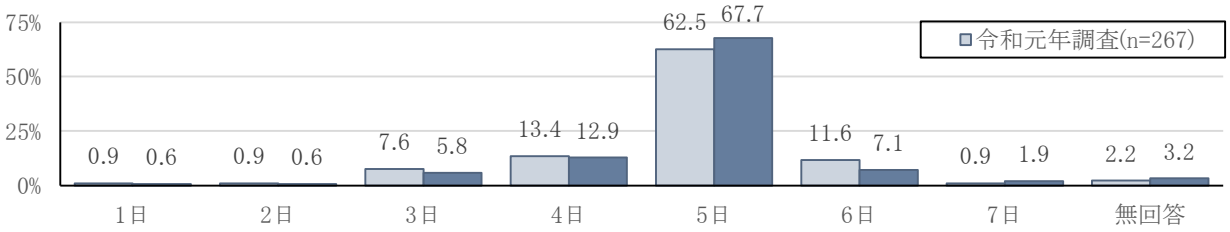

（ウ）母親の 1 日当たりの就労時間

母親の 1 日当たりの就労時間は「8 時間」が 30.3%と最も高く、次いで「7 時間」と「6 時間」がそれぞれ 20.0%、19.4%とほぼ同じ割合になっています。

令和元年度の調査と比較すると、ほぼ同じ傾向となっていますが、「8 時間」が 5 ポイント近く低く、「7 時間」が 8 ポイント近く高くなっています。

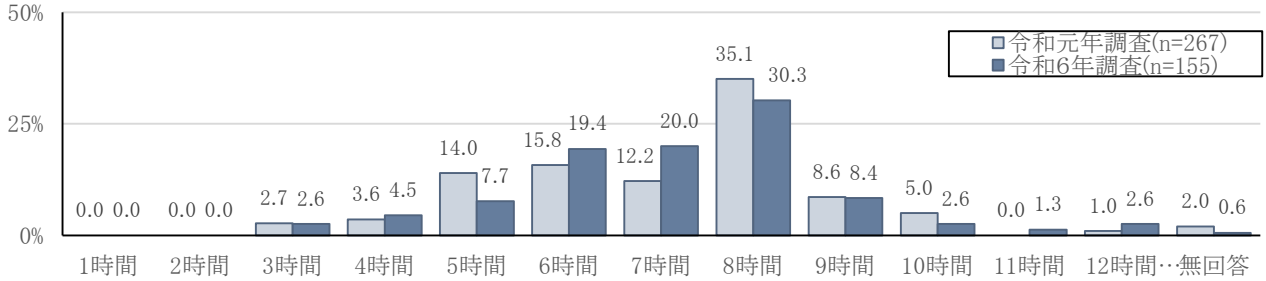

(エ)父親の就労状況

父親の就労状況は「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が87.4%と高い割合になっています。令和元年度調査と比較してもほぼ同じ結果となっています。

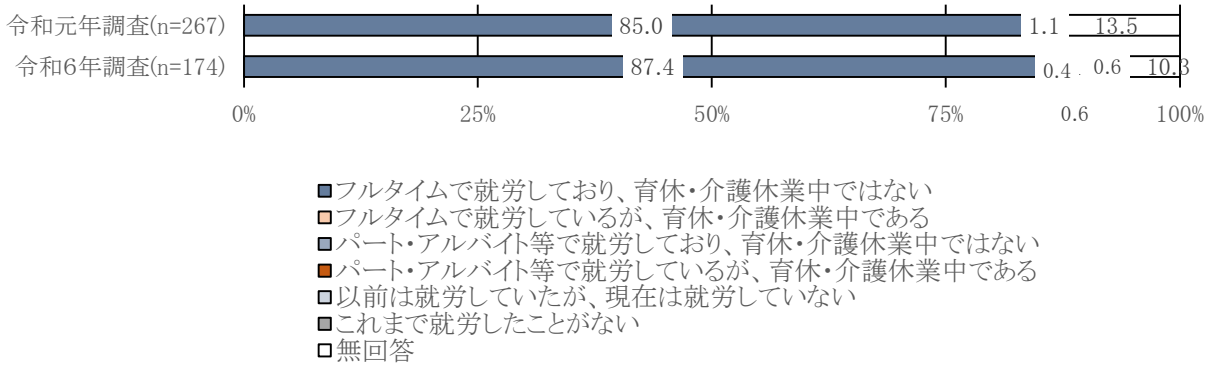

(オ)父親の1週当たりの就労日数

父親の週当たりの就労日数は、「5日」が56.1%と過半数を占めています。次いで、「6日」が36.1%となっています。令和元年度の調査と比較しても同じ傾向となっていますが、「5日」が4ポイント高く、「6日」が5ポイントあまり低くなっています。

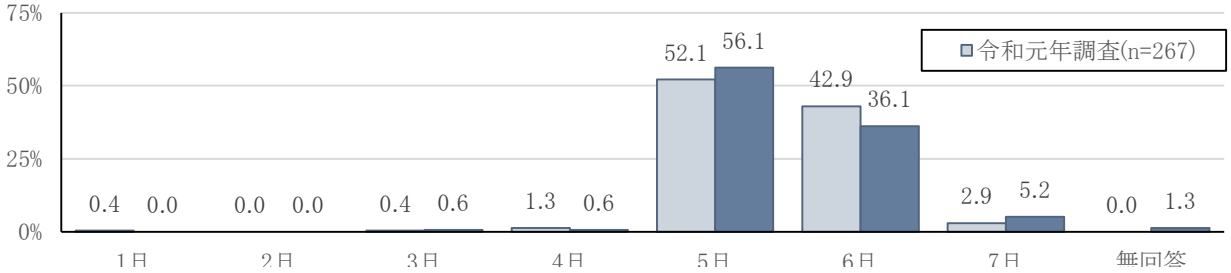

(カ)1日当たりの父親の就労時間

1日あたりの父親の就労時間は「8時間」が39.4%で最も高く、次いで「10時間」が20.0%となっています。また「12時間以上」も14.8%となっています。

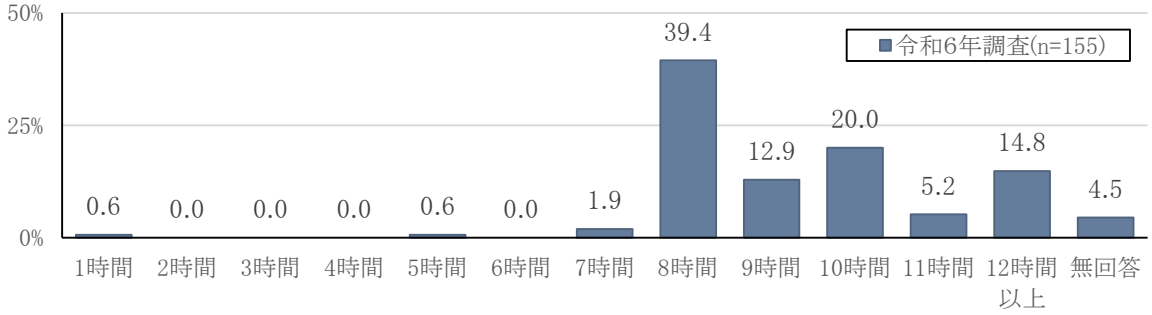

④教育・保育事業の利用状況

（ア）定期的な教育・保育の事業の利用状況

「利用している」が 39.1%、「利用していない」が 6.9%となっています。

無回答が 52.9%と過半数となっていますが、この質問は「お子さんの中に小学校就学前がいる方」を対象とするためこのような結果となっています。

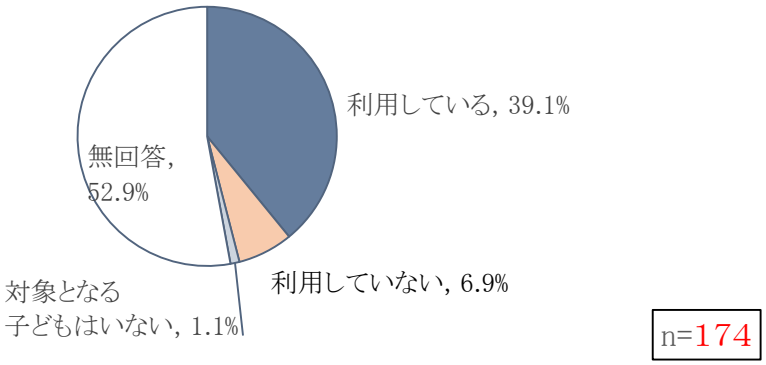

（イ）利用されている人の週当たりの利用日数

現在の利用日数は「5 日」が 91.2%と高くなっています。

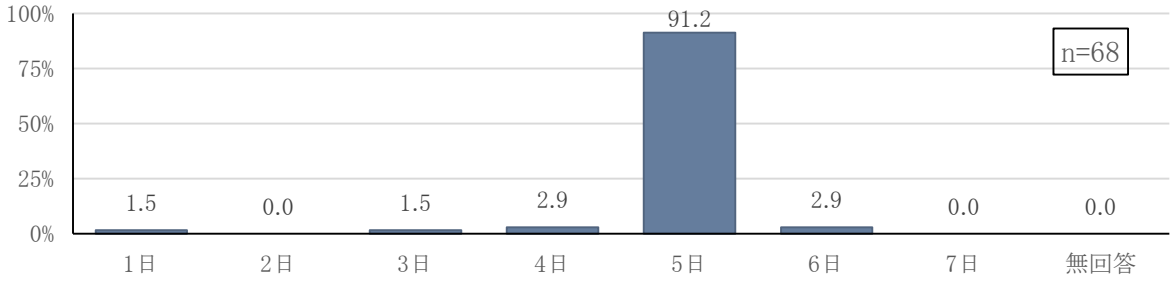

（ウ）利用されている人の 1 日当たりの利用時間数

1 日の利用時間は「8 時間」が 36.8%で最も高く、次いで「7 時間」（30.9%）、「9 時間」（17.6%）となっており、7 時間～10 時間未満で全体の 9 割近くを占めています。

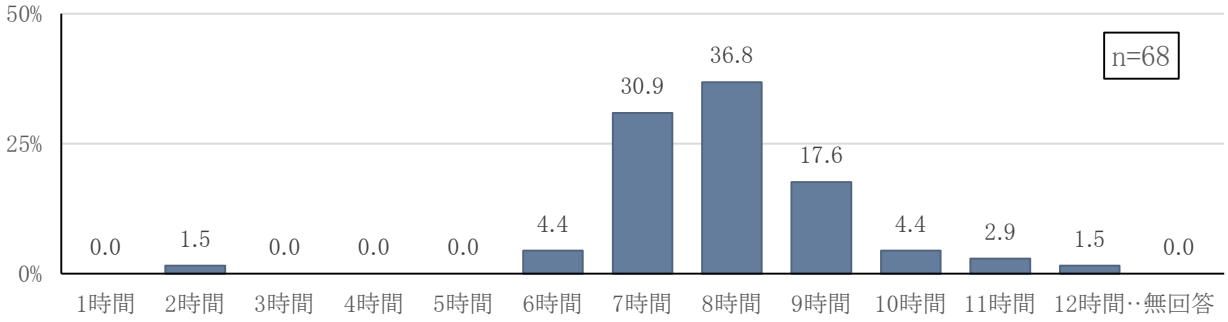

(エ)利用希望としての週当たりの日数

希望する 1 週間当たりの利用日数は「5 日」が 72.1%で最も高くなっています。実際の利用時間と比較すると 20 ポイント近く低い結果ですが、「無回答」が 20.6%と多いことが影響していますので、現在の利用と希望に差があるとは言えない結果となっています。

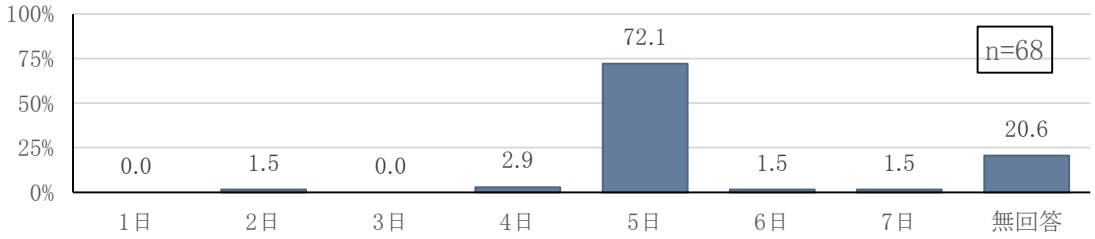

(オ)利用希望としての 1 日当たりの利用時間数

希望する 1 日あたりの利用時間は「8 時間」(30.9%)、「7 時間」(22.1%)、「9 時間」(13.2%) の順で高く、現在の利用と同じ傾向です。利用時間も「無回答」が 20.6%とやや高くなっています。

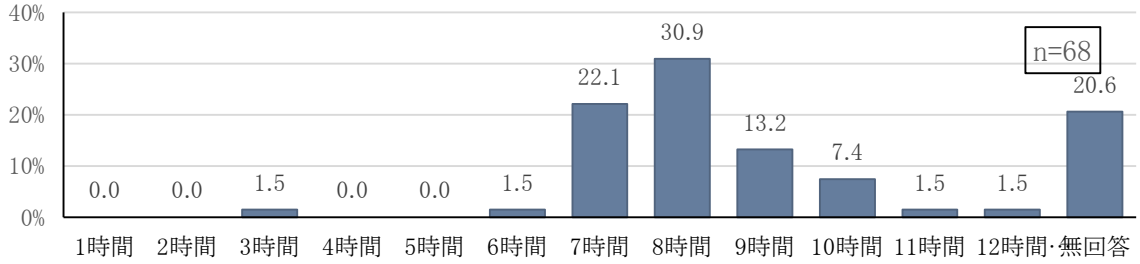

⑤お子さんの地域の子育て支援事業の利用状況

（ア）地域子育て支援拠点事業利用状況

現在の地域子育て支援拠点事業利用状況は「利用していない」が 77.5%と高い割合となっています。「地域子育て支援拠点」を利用しているのは 20.0%にとどまっています。

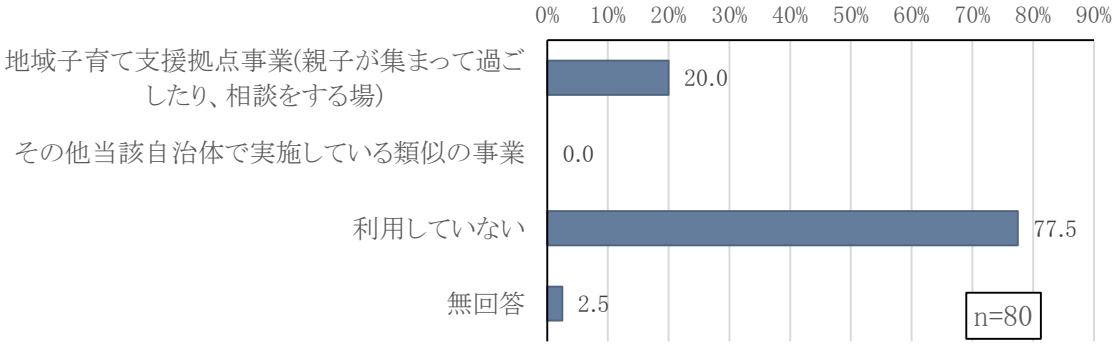

（イ）地域子育て支援拠点事業の利用意向

地域子育て支援拠点事業の利用意向は「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が 51.3%と過半数となっています。「利用していないが今後利用したい」(20.0%) と「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」(13.8%) の合計は 33.8%で約 1/3 となっています。

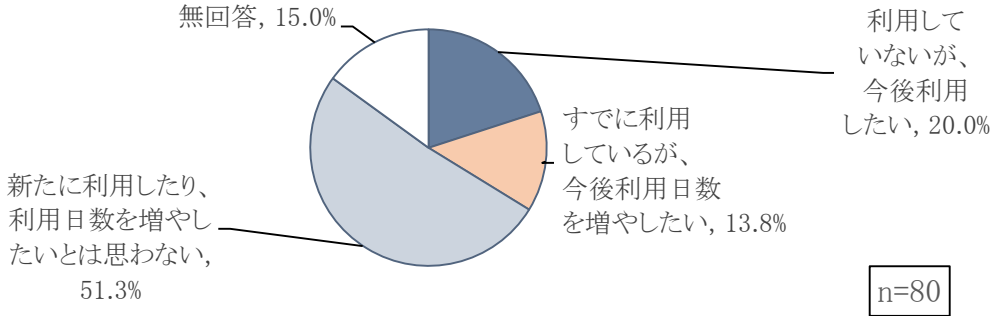

⑥土曜・休日や長期休暇中の教育・保育事業の利用

（ア）土曜日の定期的な教育・保育の事業の利用希望

「利用する必要はない」が 63.8%で高く、次いで「月に 1~2 回は利用したい」が 32.5%となっています。

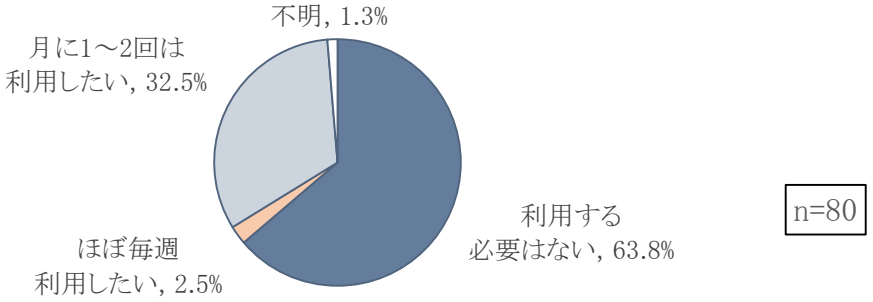

（イ）日曜・祝日　定期的な教育・保育の事業の利用希望

「利用する必要はない」が 80.0%で高く、次いで「月に 1~2 回は利用したい」が 16.3%となっています。

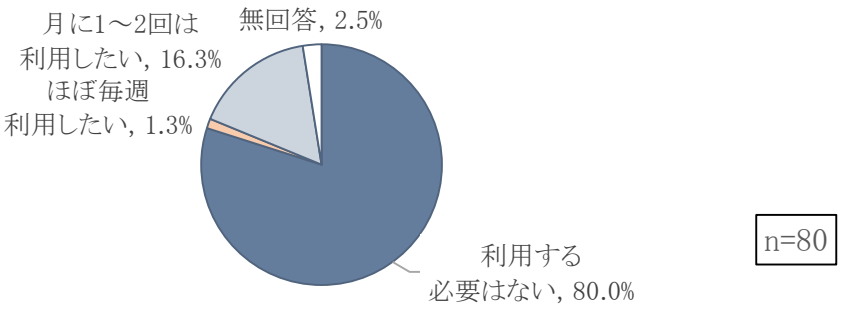

⑦子どもが病気やケガの時の対応

（ア）病気やケガで通常の教育・保育事業が利用できなかったこと

この１年間に、お子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことについては「あった」が 86.8%と高くなっています。

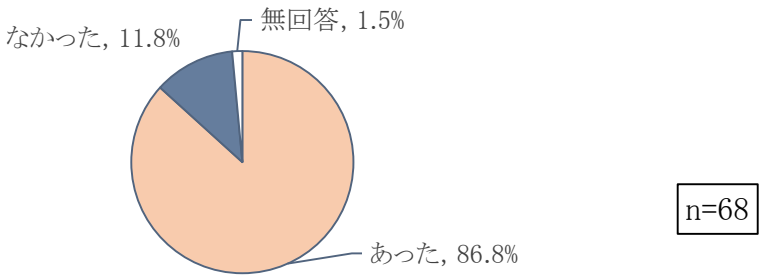

（イ）普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合の対応

お子さんが病気やけがで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合の対応は「母親が休んだ」が 86.4%で高く、次いで「父親が休んだ」（37.3%）、「親族・知人に子どもをみてもらった」（28.8%）となっている。

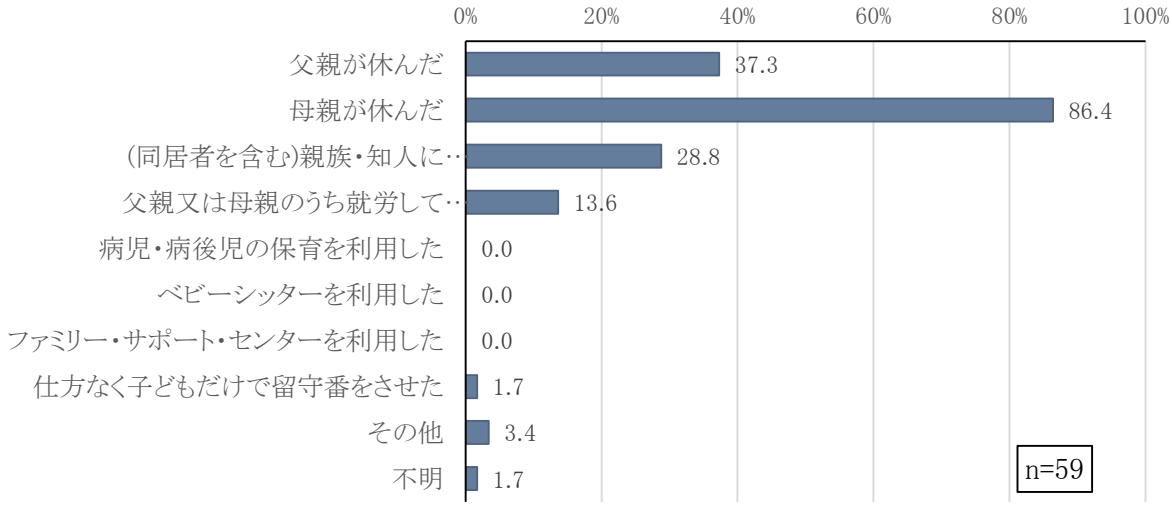

（ウ）病児・病後児保育施設の利用意向

「利用したいとは思わない」が 75.7%、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が 24.3%となっています。

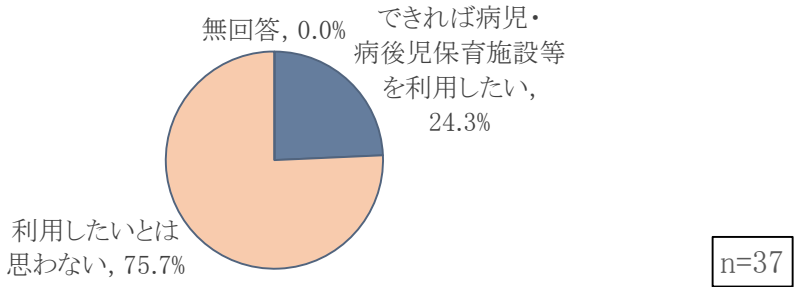

（エ）利用したいと思わない理由

「親が仕事を休んで対応する」が 28 人中 17 人（60.7%）で最も高くなっています。次いで、「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」が 12 人（42.9%）、「利用料がかかる・高い」が 9 人（32.1%）となっています。

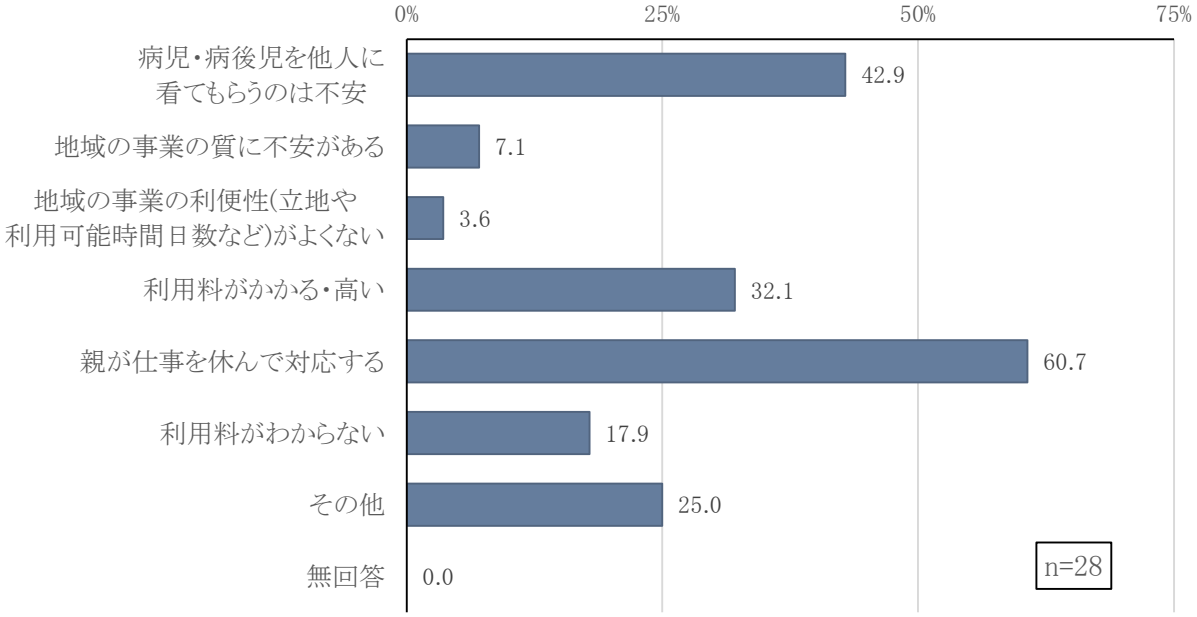

（８）不定期の教育・保育事業の利用

（ア）不定期で利用している事業

私用、親の通院、不定期の就労等のために不定期で利用している事業は「利用していない」が 97.5%とほとんどを占めています。その他の項目では「一時預かり(私用など理由を問わずに保育所などで一時的に子どもを保育する事業)」（2.5%）のみとなっています。

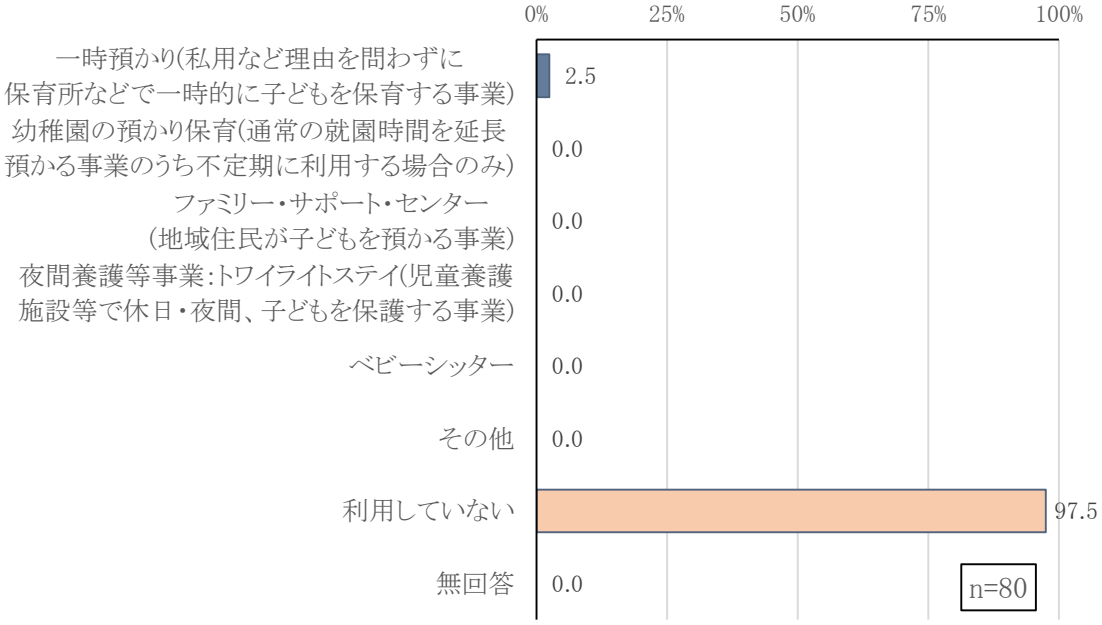

（イ）現在利用していない理由

「特に利用する必要がない」が 82.1%で高くなっています。次いで「事業の利用方法がわからない」（16.7%）、「自分が事業の対象者になるのかどうかわからない」（11.5%）が続いています。

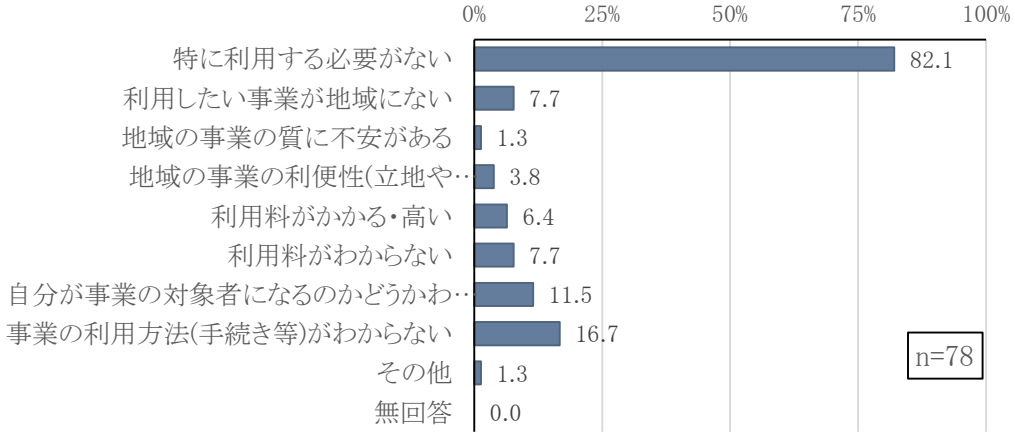

（ウ）利用したい場合の利用目的

「私用、リフレッシュ目的」が 21 人中 18 人（85.7%）、「冠婚葬祭、学校行事、子供や親の通院 等」が 15 人（71.4%）と高くなっています。「不定期の就労」は 7 人（33.3%）と限られていますが、決して少なくない割合となっています。

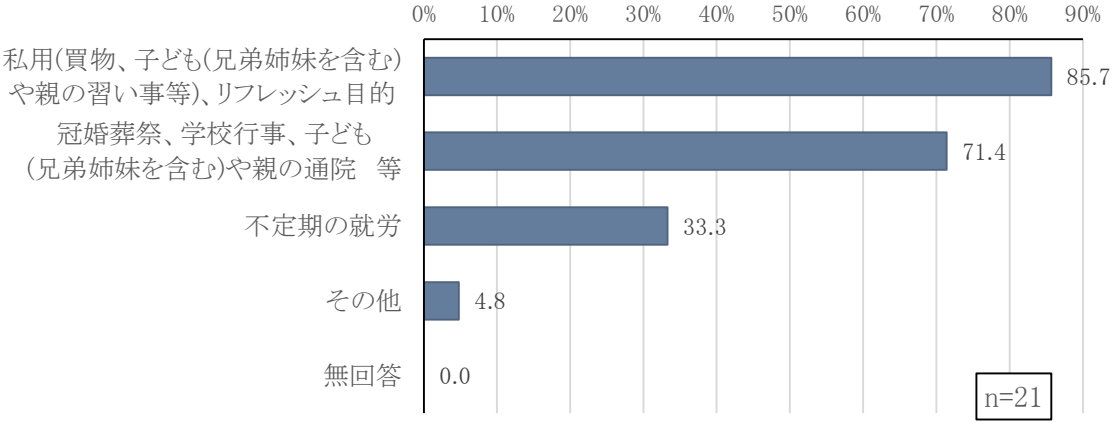

（エ）保護者の用事で、子どもを泊りがけで家族以外にみてもらったこと

この 1 年間に保護者の用事で、お子さんを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならなかったことは「なかった」が 80.0%、「あった」は 11.3%となっています。

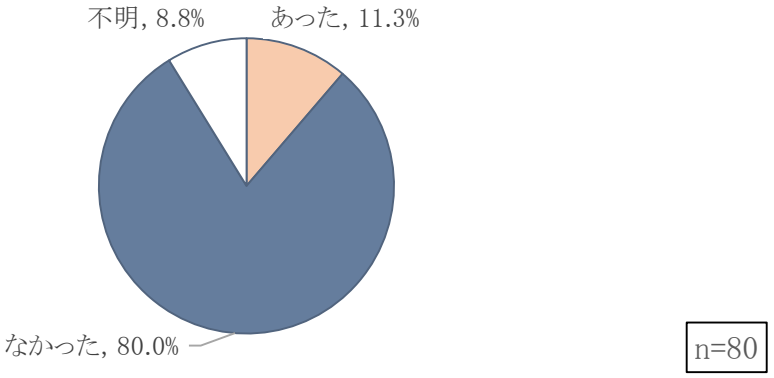

（９）小学校就学後の放課後の過ごし方

（ア）就学後の放課後の過ごし方（小学校低学年）

小学校低学年では、「放課後児童クラブ」が 52.3%で最も高く、次いで「自宅」(36.8%)、「習い事」(23.6%)の順となっています。

令和元年調査と比較すると、「ファミリーサポートセンター」が 7.5%から 0.0%となり回答が無くなったこと、「自宅」が 6 ポイントほど増えていることがわかります。

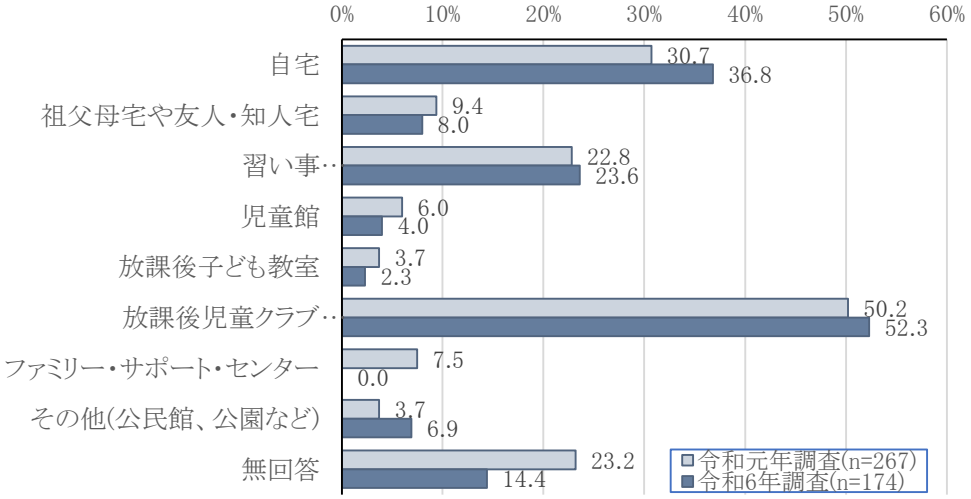

（イ）放課後の過ごし方（小学校高学年）

小学校高学年では「自宅」が 65.5%で最も高く、次いで「習い事」(32.8%)、「放課後児童クラブ」(25.9%) となっています。

小学校低学年と比較すると「放課後児童クラブ」が少なくなる一方で「自宅」と「習い事」は高くなっています。

また令和元年調査と比較すると、全体的な傾向は変わりませんが「放課後児童クラブ」が 5 ポイント近く低くなっています。

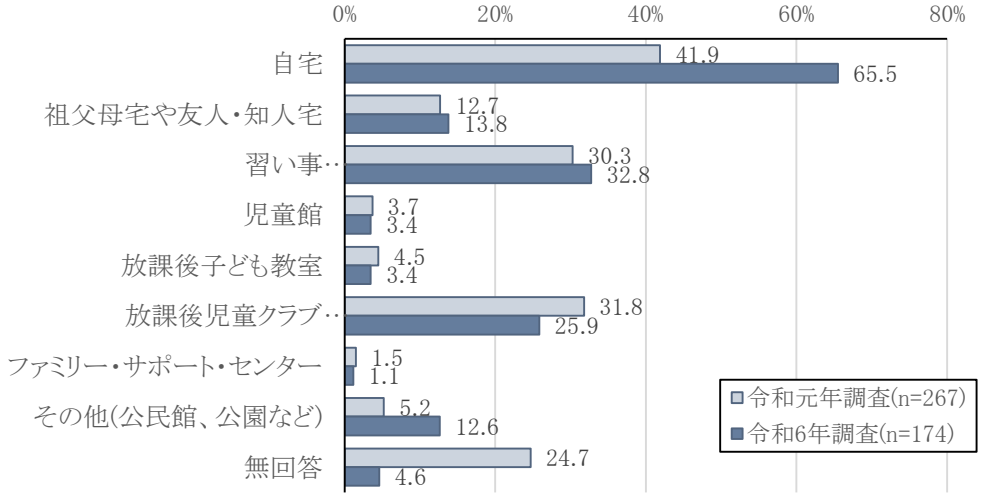

（３）高山村の子ども・子育て支援の課題

①子育て全般について

(ア)子育ての中で一番気になっていること、悩んでいること

「生活と発達に関すること」が 39.7%で最も高くなっています。次いで「友達との付き合いに関すること」（33.9%）、「勉強・学習に関すること」（29.3%）となっています。

なお「特にない」は 4.0%で回答者の多くが気になっていることや悩んでいることがあることがわかります。

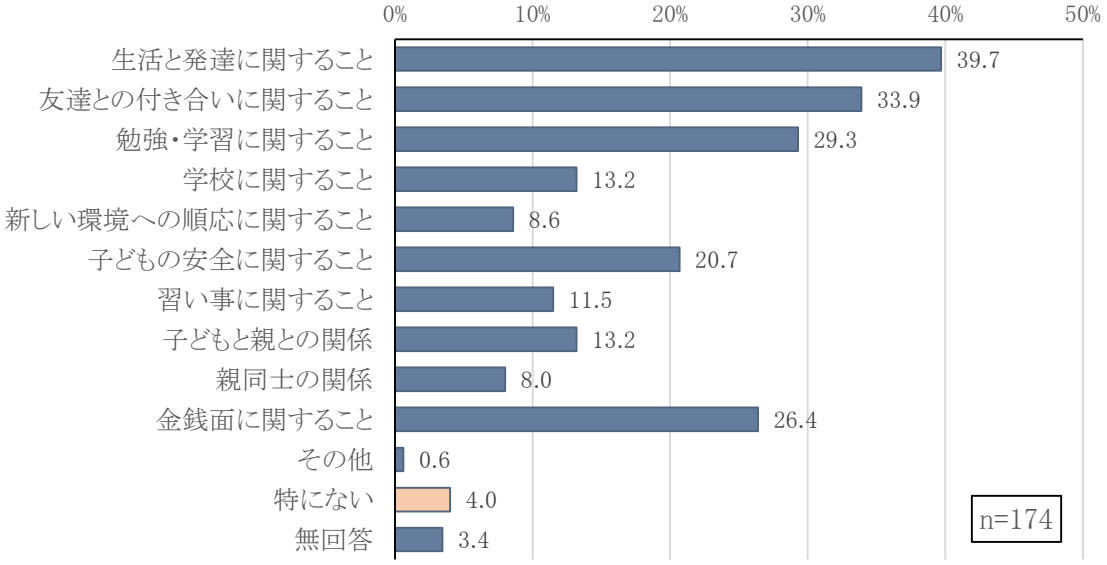

(イ)子育てに必要な情報の入手方法

「インターネット」と「友人や知人」の 2 項目がいずれも 64.9%と高くなっています。

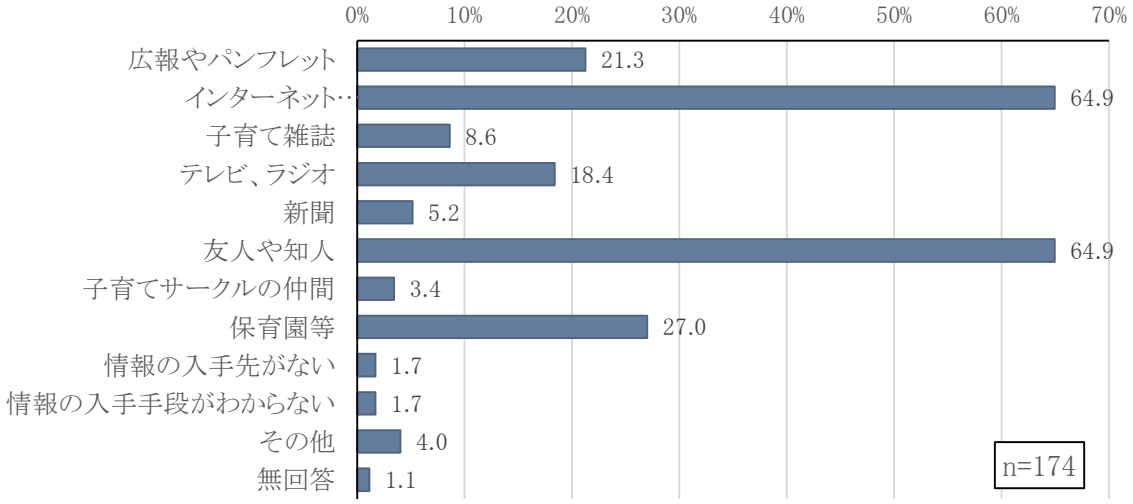

（ウ）子育ての相談場所として充実を希望する場

「子どもについて何でも相談できる総合的な窓口」が 39.7%で最も高くなっています。次いで「専門的な機関が行う相談の場」と「同年齢の子どもを持つ者同士の相互の相談・情報交換の場」がいずれも 35.6%となっています。

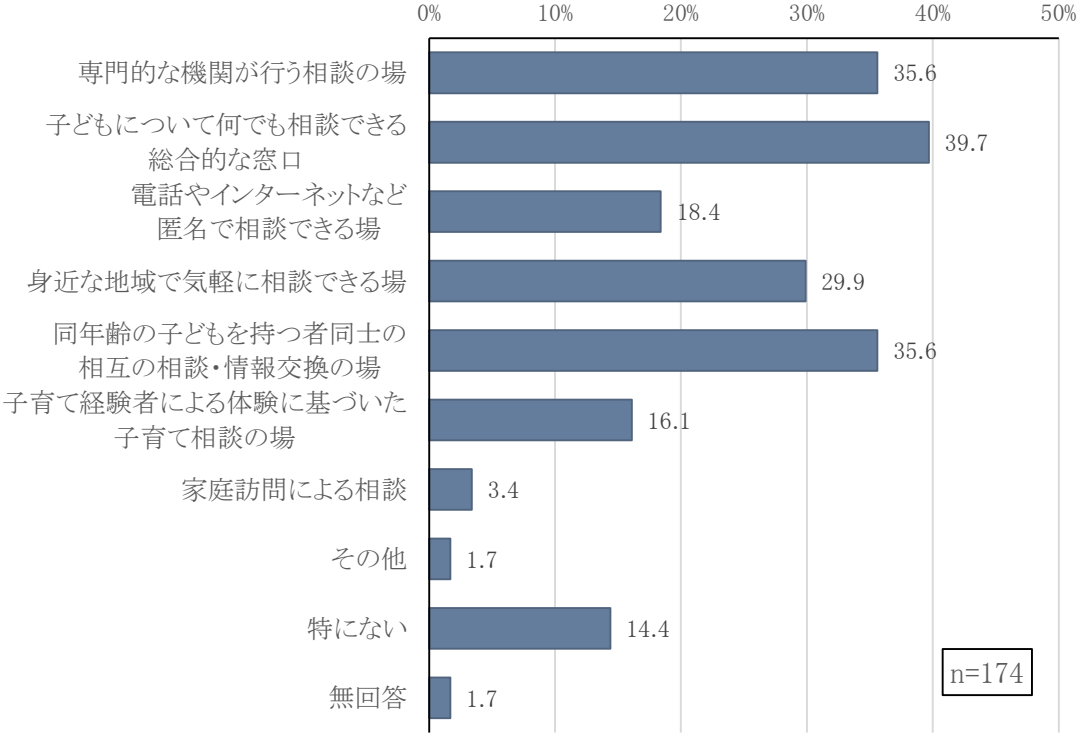

(エ)子育てしやすい地域づくりのために、今後最も重要だと思うこと

「子育てへの経済的支援の充実」が 54.6%で最も高く、唯一過半数となっています。次いで「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」(33.9%)、「放課後児童クラブや放課後子ども教室の充実」(33.3%) で続いています。

なお「特に必要なものはない」は 0.0%となっています。

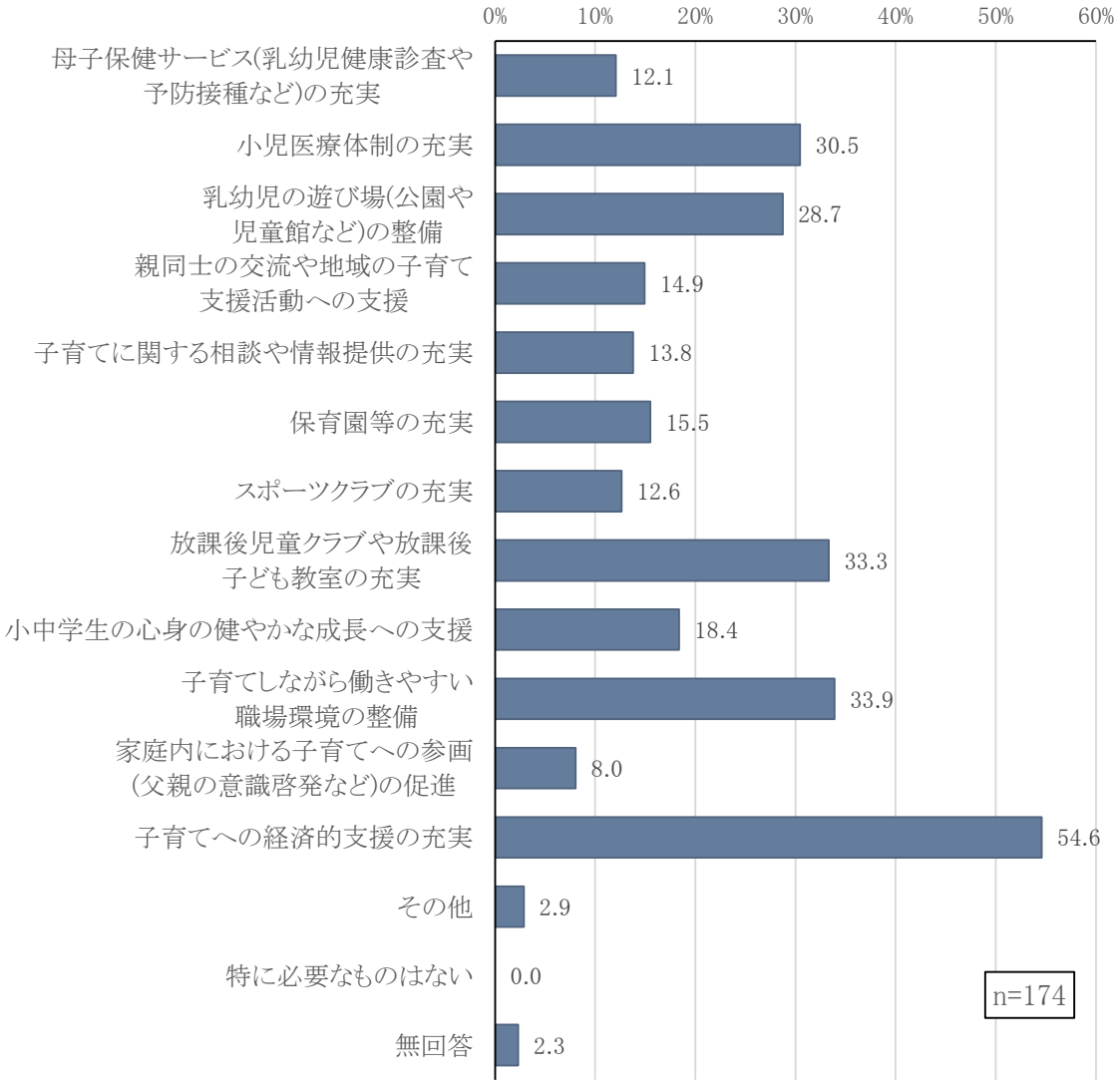

(オ)子育ての環境や支援への満足度

子育ての環境や支援への満足度の 5 段階評価は、やや満足度が高い「4」が 36.2%で最も高く、次いで「3」の 34.5%となっています。

令和元年調査と比較すると、満足している割合（「4」＋「5」）が 38.6%から 47.1%と 8 ポイントあまり高くなっています。一方で満足していない割合（「1」＋「2」）は 17.3%から 16.1%とわずかな変化となっています。

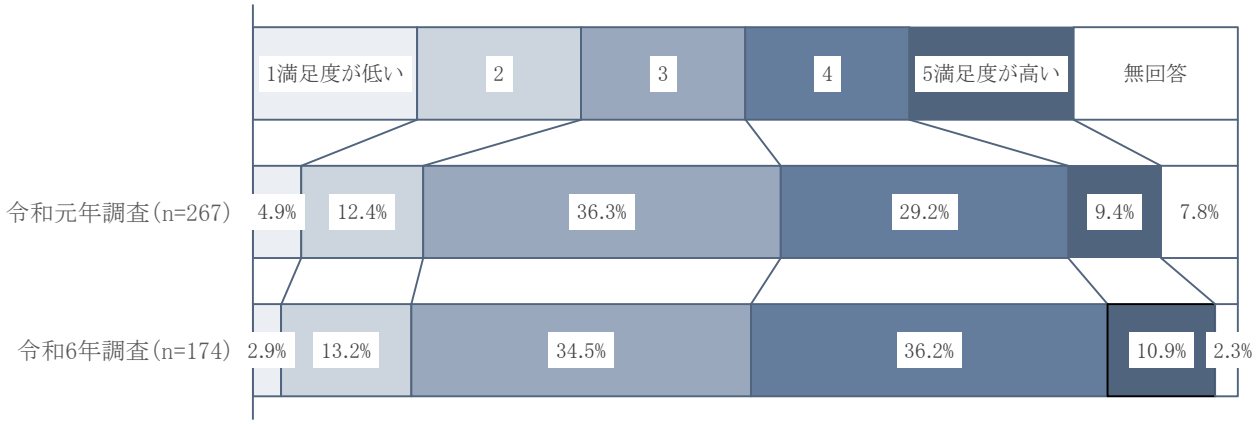

②高山村の子ども・子育て支援の課題

子育てしやすい環境づくりのために最も重要なことは「子育てへの経済的支援の充実」が過半数となっています。自由回答をみても今後さらにこの点の充実を求める声があります。

小学校就学後の放課後の過ごし方では、放課後児童クラブの柔軟な運営を求める声や、習い事・学習塾の選択肢が少ないことが課題と指摘されています。また関連して村内の交通が不便であることからバスなど子どもも利用できる交通機関への要望がみられました。

また、公園等の遊べる環境の少なさを指摘する意見や、図書館などの施設の充実を求める意見がありました。また中学校以降の支援を求める意見もみられました。

第３章　計画の基本方向

１　計画の基本理念

子どもは家庭にとって、また地域にとってかけがえのない存在です。子育て家庭だけでなく、地域全体で次代を担う子供たちを育てていくことのできる、優しく温かいまなざしを持った地域であることが、子どもを安心して産み育てる家庭を育むことにつながります。

そこで、村の未来を切り拓いていく子どもたちが、地域を愛し、幅広い社会性を身に付け、夢や希望を持って生きていけるように、人と人のつながりの輪を広げ、支えあい見守り育む「子ども真ん中社会」の実現を目指します。

基 本 理 念

＜子ども真ん中　子育て応援　信州高山＞

令和元年 12 月に策定された「第六次高山村総合計画」では、「笑顔あふれる健康・福祉のむら」として、少子化対策、子育て支援を、また「一人ひとりが輝く教育・文化・スポーツのむら」として、保育園・学校教育への支援を掲げています。

＜参考：第六次高山村総合計画＞

「笑顔あふれる健康・福祉のむら」主要施策

（１）結婚・出産支援の充実

結婚を希望する人に出会いの場を創出するとともに、若者の結婚を支援するため、地域における世話役として、出会いの相談や仲介等の活動を行っていただくマリッジサポーターによる個別相談等を行います。また、不妊に悩む夫婦への経済的支援を充実します。

（２）母子の健康増進と妊娠期から切れ目のない相談支援の充実

安心して子どもを産み、育てることができるための切れ目のない相談支援体制の充実を図ります。

（３）仕事と子育ての両立支援の充実

仕事と子育ての両立に向けた保育サービスの充実と多様な働き方ができる就労環境づくりを促進します。

（４）地域ぐるみの子育て支援の充実

村民同士が子育てを支えあう環境づくりを推進するとともに、子育てに関するきめ細かな情報提供を行います。

（５）子育てにかかる経済的支援や負担の軽減

子育てに係る費用の減免や各種手当等の支給により、経済的支援や負担の軽減を図ります。

（６）児童虐待防止対策の強化

児童虐待を未然に防ぐための支援の充実を図るとともに、早期発見及び迅速かつ適切な対応に努めます。

「一人ひとりが輝く教育、文化・スポーツのむら」主要施策

（１）保育園における教育・保育の充実

保育所保育指針に基づいた質の高い教育・保育と安全な保育環境の整備を推進します。

（２）「生きる力」を育む学校教育の推進

本村の強みを生かした教育や時代の変化に対応した教育など特色ある学校教育を推進します。

（３）学校教育環境の整備・充実

安全・安心な学校生活を送ることができる教育環境の整備・充実を図ります。

（４）特別支援教育の推進

一人ひとりの障がいの状況に応じた特別支援教育を推進します。

（５）家庭・地域との連携強化

家庭・地域との連携を強化し、地域に開かれた学校運営を推進するとともに、学校運営を支える人材の育成を図ります。

これらの基本計画の内容を踏まえ、今までの基本理念を踏襲して、国・県の動向や高山村が目指す子ども・子育て支援の方向性を踏まえ、基本理念を次のように定めました。

２　基本目標

基本理念を達成するため、５つの基本目標を掲げて進めていきます。

基本目標は、平成22年策定の「高山村次世代育成支援対策推進地域行動計画（後期計画）」の内容を継承していきます。

（１）「地域や家庭の子育て機能をアップ」～地域で応援、みんなで育てます～

保護者が子育ての主体であることを前提としつつ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、社会全体で子育てを応援します。

（２）「母子の健康を守る環境の整備」～出産前から育児まで安心して子育てできるよう支援します～

障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、子ども・子育て支援の拡充と改善を図り、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行い、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

（３）「自立を援ける教育環境の充実」～心身ともに健やかな子どもを育みます～

乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関りや、質の高い就学前教育や学校教育、生涯学習を充実し、郷土への誇りと人を思いやるやさしさをもち、生きる力と生涯にわたって学び続ける意欲をもった子どもたちの育成を図ります。また、子どもたちの権利が最大限尊重され、子どもたちの意見が積極的に採り入れられ、いきいきとした子どもたちの育成をすすめます。

（４）「働きやすさ、育てやすさの向上」～子育てと仕事の両立を支援します～

きめ細かい保育サービスで、親の保育の負担を軽減し、事業所でも「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）に対する理解を図り、結婚、出産、子育てと就労の両立を支援します。

（５）「子どもの安全と安心の確保」～子どもが安全に暮らせる安心な地域をめざします～

子どもたちが、事故や事件にまきこまれることなく、恵まれた自然の中で、いろいろな「もの・こと・ひと」とふれあいながら一生懸命学び・遊び、のびのび育ち「子どもの最善の利益」が実現されるよう各担当機関との連携を図ります。

３　基本目標の具体的取組

今後の実施方針は下記のとおりです。

また、主に進めていく担当の課を明記しました。

（１）「地域や家庭の子育て機能をアップ」～地域で応援、みんなで育てます～

①　地域子育て力の向上

＜主要施策１　村民の関心の喚起＞

子育てに喜びや楽しみが感じられる社会づくりをめざして、子どもや子育て家庭についての社会的関心の喚起を図ります。

通番	細項目	具体的な取り組み	担当課
1	プレ子育て世代の子育てへの関心の喚起	「中学生などのプレ子育て世代の子育てへの関心の喚起を図るため、中学校における「乳幼児等とのふれあいや体験学習」などにより、性や生、子育てについて学習する機会や場の提供に努めます。	教育委員会
2	子育てセミナーの開催	子育てにかかわる保護者や祖父母など、子育てに関する不安や悩みが解消できるようにニーズに合わせ、必要なセミナー、講座を開催します。	教育委員会

＜主要施策２　地域子育て機能の強化＞

保健福祉や生涯学習・スポーツ、むらづくりなど、村内のあらゆる分野の施設や組織が積極的に子どもに関わることを促進し、地域子育て機能の強化を図ります。

通番	細項目	具体的な取り組み	担当課
3	保育・教育施設の子育て拠点化の促進	村内の保育所や学校をそれぞれの地域における子育て拠点と位置づけ、幼児・児童と地域住民との交流や、子育て中の親同志の交流を促進します。	教育委員会
4	子どもに関わるボランティア等活性化	子どもに関わるボランティア活動の活性化に努めます。	教育委員会
5	自治会等の充実	地域の協力活動による結びつきを強化し、子どもの見守り体制を維持します。そのために、各地区自治会の活性化を図ります。	総務課
6	会員制の子育て相互支援機能の充実	会員制の子育て相互支援機能である「ファミリーサポートセンター事業」の利用希望者に対し、本村及び他市町村にあるファミリーサポートセンターの利用を促進します。	教育委員会

＜主要施策３　子育てを支援する人材の確保、発掘・育成＞

地域で子どもに関わり、子育てを支援する人材の確保、発掘・育成に努めます。

通番	細項目	具体的な取り組み	担当課
7	民生児童委員、主任児童委員との交流支援	地域で子育て支援を行っている民生児童委員、主任児童委員などとの交流を促進します。	健康福祉課
8	児童・生徒・学生の福祉分野への就業者の拡大促進	子育てを支援する人材の発掘につながる児童・生徒・学生に対して、ボランティア活動への参加の拡大など福祉教育を推進します。また、子どもに携わる進路を希望する生徒・学生に対して、関係機関が連携しながら、適切な相談・指導を図ります。	教育委員会

② 子育て交流の促進

＜主要施策１　子育て支援のネットワークづくり＞

誰もが参加しやすいサークルづくりにむけ、子育てに関する的確な情報を得るための適正なネットワークづくりに努めます。

通番	細項目	具体的な取り組み	担当課
9	多様な交流の場の充実	子育て家庭同士が交流する遊具施設等の場の創出や、多様な世代に気軽に相談したり、支えあうことができる地域づくりを推進します。	教育委員会
10	育児サークル活動への支援	子育て家庭の保護者~~母親(父親)~~が、同じ境遇にある仲間たちと気軽に話し合える場を提供し、子育ての楽しさを感じ輪が広がるよう子育てサークルの立ち上げを支援します。 また、サークル活動を幅広く周知し、積極的に参加したり他団体との交流もできるよう、サークル紹介の場を提供します。 **■主な取り組み** ・子育て支援センター事業　サークル支援 ・わくわく広場での発信	教育委員会

＜主要施策２　地域への愛着を育てる＞

生まれ育った郷土への愛着を育てるとともに、さまざまな地域の生活文化に関わることができる機会を提供することで、高山村の次代の担い手を育成します。

通番	細項目	具体的な取り組み	担当課
11	地域の生活文化への関わりを推進する	村が主催する高山まつりや桜まつり、紅葉トレッキングなど、幼少期や少年時代にボランティアとして参加できる場を提供し、村外者を受け入れ対応することにより学校では味わえない達成感を経験するとともに郷土のすばらしさを再確認し、郷土への愛着心を育みます。 **■主な取り組み** ・自然再発見教室の開催 ・小学校PTAわくわく村の開催	教育委員会
12	世代間交流の推進	子どもの成長にはさまざまな年代の人とのふれあいが大きな意味を持ちます。このため、地区育成会や老人会などが一体となって交流できる多世代活動を推進します。	教育委員会

（２）「母子の健康を守る環境の整備」～出産前から育児まで安心して子育てできるよう支援します～

① 情報提供・相談の充実と交流の促進

＜主要施策１　情報提供体制の充実＞

子どもや子育てに関わるイベント、行政サービスなどを多様な媒体で積極的に情報提供し、初産の家庭や転居まもない家庭など、すべての家庭が情報不足にならない体制づくりに努めます。

通番	細項目	具体的な取り組み	担当課
13	広報紙等の充実	子育て家庭への情報提供だけでなく、一般住民への積極的な情報提供により、村民と子どもとの交流活動への参加を促進するため、村広報紙や社協だよりなどへの子どもに関する情報の掲載を強化します。	健康福祉課 教育委員会
14	行事予定カレンダーの充実	行事予定カレンダーは、村の母子保健事業の情報発信の一つとして、内容の充実に努めます。	総務課
15	子育て情報誌・パンフレット等の活用促進	福祉係、保健予防係、教育委員会など子育てに関わる各課や諸機関で積極的に子育て情報誌やパンフレット等を作成し、可能な限り多くの場所で配布します。	健康福祉課 教育委員会
16	ホームページの活用	村や子育て関係機関のホームページにおいては、子育て情報を適宜掲載するとともに、子育て交流の一つの発信の場として内容の充実に努めます。	教育委員会
17	子育てアプリの運用	子育てに関する様々な情報を入手できるツールとして子育てアプリの運用の充実を図ります。	健康福祉課 教育委員会

＜主要施策２　相談体制の充実＞

専門的なものからちょっとした相談まで、子どもや子育てに関するあらゆる相談を受け、迅速・適切に対処できる体制づくりに努めます。相談内容の多様化、複雑化に対応できるよう各相談員の人員・資質両面での強化を図ります。

通番	細項目	具体的な取り組み	担当課
18	子ども総合相談システム体制の充実	子育て支援センターの機能の充実を図り、妊娠期から高校生期にわたる切れ目のない相談支援を行う拠点を中心に、庁内で常に情報交換できる組織を構築し、さまざまな相談内容に迅速に対応できる体制を充実させます。	健康福祉課 教育委員会
19	地域における相談機会の提供	地域に一番密着している民生児童委員が妊産婦及び乳幼児のいる家庭を随時訪問し、いつでも相談相手になり得る機会を提供し、孤立しがちな母子を支援します。また、相談内容については素早い対応を可能とするため、関係機関との連携を密にしていきます。 **■主な取り組み** ・こんにちは赤ちゃん事業	教育委員会

20	育児不安等についての相談指導の充実	現在子育て支援センターで実施している来所、電話等による相談はもとより、乳幼児健康診査や訪問、相談体制等の充実を図っています。 また、生後4か月までの乳児のいる全戸訪問や妊娠時から乳幼児と接する機会を設け、育児不安の予防対策を実施するとともに、子育て家庭の状況に応じた適切な相談指導ができるよう実施計画を作成し、定期または随時の電話連絡等により、個々の家庭の状況把握に努めています。 今後も、子育て支援センタースタッフ・保健師・栄養士が連携し、より有効的な相談活動を実施します。 **■主な取り組み** ・育児相談受付 ・「わくわく広場」「遊びの広場」の開催と健康・栄養指導 ・こんにちは赤ちゃん事業　生後4か月までの乳児のいる全家庭を対象に訪問 ・ブックスタート事業 ・子育て応援ギフト	健康福祉課 教育委員会
21	いじめ・不登校などの相談体制の充実	小中学校など子どもが通学するあらゆる機関との連絡を深め、いじめや不登校などに対する相談に適切に対応するよう努めます。 ・小中学校における「いじめ防止基本方針」の制定	教育委員会
22	児童虐待の相談体制の強化	要保護児童対策地域協議会の構成機関（村（健康福祉課、教育委員会）、警察、民生児童委員協議会等）などと連携しながら、児童虐待に関する相談への迅速・的確な対応に努めます。	健康福祉課 教育委員会
23	相談内容のプライバシーの保護と共有化	各機関での相談内容の守秘義務を厳守し、村民のプライバシーを尊重しながら、各機関が情報の引き継ぎを的確に行い、相談体制の強化につなげます。	健康福祉課
24	各相談員の研修の充実	相談内容の多様化・複雑化に対応し、相談者のニーズに応じた的確なアドバイスが提供できるよう、相談員の研修の充実を図り、資質の向上に努めます。	健康福祉課

② 健康づくりの促進

＜主要施策１　保健サービスの充実＞

安心して妊娠・出産し、母子が将来にわたって心身とも健やかに暮らせるよう、疾病の予防と健康づくりの促進に努めます。

通番	細項目	具体的な取り組み	担当課
25	妊娠期における保健サービスの充実	健康な妊婦・出産期を過ごせるよう妊婦相談や妊産婦教室を開催する他、出産・育児に対する不安を解消するため、子育て支援センターが行なっている「0歳児あそびの広場」に妊婦も参加できるようにし、乳児に接することができる機会を提供します。 また、子ども家庭センターの設置・運営や切れ目のない支援体制を構築するなど、育児不安の高い親子を中心に、それぞれのライフステージに合わせた健康相談を充実していきます。 **■主な取り組み** ・母子健康手帳の交付 ・妊産婦教室「ママねっと」 ・伴奏型相談支援体制	健康福祉課 教育委員会

26	子どもの健やかな発達への支援	親が子どもの健康や発達について理解を深め、主体的に健康づくりや子育てに取り組んでいけるよう支援します。 また、医師・保健師・栄養士・歯科衛生士・看護師・心理判定士等と連携を図り、乳幼児健康診査を受診しやすい体制の整備や内容の充実に努めます。 さらに、近年は生活習慣病の低年齢化の傾向にあります。乳幼児期から小・中学校まで継続的に虫歯予防や肥満などの小児生活習慣病予防に努めます。 **■主な取り組み** ・子ども健康相談日 ・乳児健診　3ヵ月児健診、7ヵ月児健診、10ヵ月児健診 ・幼児健診　1歳6ヵ月児健診、2歳児健診、3歳児健診 ・5歳児相談 ・歯の健康と食育の教室　保育園、小学校全クラス	健康福祉課
27	発達障害も含めた障害の早期発見・早期療育の推進	発達障害も含め、障害や異常を早期に発見し、的確な治療・療育を受けることができるよう、乳幼児健康診査結果をふまえた指導や相談活動の充実を図るとともに、専門的な療育に適切につなげることができるよう、医療・福祉・保健の関係機関との連携を図り、適時の情報提供ができる体制づくりを進めます。 **■主な取り組み** ・5歳児相談（元気っ子相談） ・元気 100 倍事業	健康福祉課 教育委員会
28	事故防止の啓発の強化	各種母子保健事業実施時などにおいて、乳幼児突然死症候群（SIDS：Sudden Infant Death Syndrome）への対策など、事故防止に関する啓発を図ります。	健康福祉課
29	予防接種の適切な受診の促進	すべての子どもが正しい知識のもと、計画的な予防接種によって疾病を免れるように、予防接種の意義や重要性を十分に PR し、その周知を図ります。	健康福祉課
30	思春期保健の強化	母子保健分野と医療分野、学校保健分野が連携しながら、母性の健康管理についての教育や、性感染症、喫煙・飲酒・薬物対策、自殺予防対策など、思春期保健の強化を図り、健全な思春期世代への正しい知識の普及に努めます。	健康福祉課 教育委員会
31	食育の推進	栄養が子どもの「体」を育て、食事が子どもの「心」を育てることを理解してもらうため、食に関する学習機会の充実や情報の提供に努めます。 各種教室や講座の開催のほか、毎回の食事が食育であることから、保護者への食に関する情報提供や学習の場を設定するとともに、子どもたちが畑で栽培した野菜や大豆を給食の食材として提供しています。 今後も「高山村食育推進計画」に基づき、関連機関等と連携を図り、的確な食育の推進に努めます。 **■主な取り組み** ・離乳食教室 ・子育て支援センター、保育園、小学校等での食育講座（食育パクパク隊） ・「一緒に楽しみ隊」活動（祖父母、地域の方と一緒に畑づくり・栽培・収穫祭） ・保育園・学校給食での地域食材の活用 ・栄養士の連携会議の開催（学校給食、保育園、保健予防係）	健康福祉課 教育委員会

＜主要施策２　医療サービスの充実＞

母子が必要なときに適切な治療を受けることができるよう、不妊医療、周産期医療、小児医療、小児救急医療の体制強化を図ります。

通番	細項目	具体的な取り組み	担当課
32	乳幼児医療の充実	乳幼児医療の充実及び子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、乳幼児から児童（18 歳）の医療費の無料化を実施しています。 **■主な取り組み** ・福祉医療費特別給付金制度	健康福祉課
33	不妊医療・周産期医療体制の充実促進	安心して出産できるよう、県における不妊医療、周産期医療の充実を要請するとともに、相談を受け付けます。 また、県の補助対象外の不妊治療に対し上限を設けて補助金を助成します。 **■主な取り組み** ・不妊治療補助事業	健康福祉課
34	小児医療体制の充実促進	身近な地域で安心して小児科診療が受けられるよう、小児医療の充実について、国・県など関係機関に要請していきます。また、高山診療所は小児科も含め総合診療が可能なため、高山診療所をはじめとするかかりつけ医を持つ家庭の増加に努めます。	健康福祉課
35	小児救急医療の充実	子どもが常に迅速・適切に救急医療を受けられるよう、救急医療体制の充実とそれぞれのネットワークの強化を関係機関に要請していきます。また、医療機関との連携により、休日当番医制度など、休日、夜間救急医療体制の充実を図ります。	健康福祉課

③　障がいをもつ子どもへの支援の充実

＜主要施策１　療育体制の強化＞

障がいや発達の遅れなどの早期発見、早期療育に努めます。

通番	細項目	具体的な取り組み	担当課
36	障がい児理解のための地域への啓発	障がい児や障がい児のいる家庭を温かく見守り、支援するための地域づくりを実現するために、多様化する障がいや障がい児に対する理解を深めるための啓発を行います。	健康福祉課
37	障がいや発達の遅れなどの早期発見・早期療育	乳幼児健診などで、障がいや発達の遅れなどの早期発見に努めるとともに、親の理解を促進し、児童発達支援等につなげます。	健康福祉課
38	各療育機関の充実の促進	各療育機関の療育メニューの充実や、指導員の知識・技術・資質の向上などを促進します。また、これら療育機関と、村の各セクションとの連携の強化に努めます。	健康福祉課

＜主要施策２　保育・教育の充実＞

障がいのある子がともに地域で育つために、充実した保育・教育を進めます。

通番	細項目	具体的な取り組み	担当課
39	ともに生きる環境の整備促進	本人や保護者の希望を尊重しながら、障がいがある子とない子がともに保育・教育を受けることができる体制づくりをすすめます。 また、障がいがある子もない子も、ともに地域で育つことが当たり前であるというノーマライゼーションの考え方を普及させ、障がい児を支えるボランティア活動の活発化をうながします。 **■主な取り組み** ・障がい児保育事業 ・高山村障がい者等共同作業所の設置	教育委員会 健康福祉課
40	障がい児保育・特別支援教育の充実	保育園では障がい児や発達上気になる児童を受け入れ、小・中学校では児童一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援が行えるよう、受け入れ意識の高揚と環境の整備、保育・教育内容・技術の研修、補助員など人員や施設の充実などに努めます。 **■主な取り組み** ・連携コーディネーターの配置	教育委員会

＜主要施策３　生活支援の充実＞

障がいをもつ子どもや育児者が在宅で安心して暮らし続けられるよう支援を強化します。

通番	細項目	具体的な取り組み	担当課
41	経済的負担の軽減	自立支援医療（更生医療・育成医療）の給付や通園通学費の助成、特別児童扶養手当、障がい児福祉手当により、経済的負担の軽減を図ります。 **■主な取り組み** ・在宅障がい児世帯に対する保育料の減免 ・通園通学費の助成 ・特別児童扶養手当の支給 ・障がい児福祉手当の支給 ・福祉医療費特別給付金の支給	健康福祉課 教育委員会
42	在宅生活の支援の強化	障がいのある子や育児者の在宅生活を支援する福祉サービスの充実と活用促進に努めます。また、障がいのある子を持つ親の会や障がい児を支援する各種ボランティアの育成に努めます。	健康福祉課

（３）「自立を援ける教育環境の充実」～心身ともに健やかな子どもを育みます～

①　生きる力を育てる教育の推進

＜主要施策１　就学前教育の充実＞

人間形成の基礎を培う大事な時期を担う就学前教育の充実を図ります。

通番	細項目	具体的な取り組み	担当課
43	幼児教育カリキュラムの充実	村内一園、一校づつの特徴を生かし、保育園から中学校までの一貫した教育を推進します。また、国際化、情報化社会に即した英語教育やICT教育など時代の変化に対応した教育を推進します。 **■主な取り組み** ・公立たかやま保育園の充実 ・高山村公民館図書室の整備充実	教育委員会
44	地域・家庭における幼児教育力の向上	地域における住民相互のふれあいや各種行事への参加促進、家庭における保護者の幼児教育に関する意識啓発や情報提供等を通じて、地域や家庭における幼児教育力の向上及び教育環境の健全化を促進します。 今後も講演会の内容の充実や時間・場所など、参加しやすい工夫を図り、より多くの参加を促進します。 **■主な取り組み** ・家庭しつけ講座等の開催	教育委員会

＜主要施策２　学校教育の充実＞

豊かな心をもち、自ら学ぶ力と社会の変化に主体的に対応するたくましい人間の育成をめざし、各学校がその特色を生かした教育を推進します。

通番	細項目	具体的な取り組み	担当課
45	個に応じた指導の充実	小・中学校 30 人規模学級を含め、基礎学力の向上をめざして教育体制を整えます。人間形成に大切な人権教育を推進するとともに、子どもの長所を伸ばすため、個性を生かし、児童・生徒一人ひとりがゆとりの持てる教育活動を推進していきます。 **■主な取り組み** ・小・中学校 30 人規模学級の実施 ・ALT 事業（小学校、中学校へ 2 名配置） ・人権学習の推進	教育委員会
46	いじめ・不登校対策の充実	いじめ不登校対策協議会を開催し、小中学校と教育委員会が共通理解のもと、対応について検討していきます。 **■主な取り組み** ・いじめ・不登校等対策連絡協議会の開催 ・支援員の配置	教育委員会

通番	細項目	具体的な取り組み	担当課
47	地域に根ざした体験学習の推進	高齢者や乳幼児との交流など、地域と一体になった体験学習を充実させていきます。また、地域や村に対する提言を積極的に行える機会を設け、地域における一員としての自覚を育みます。 **■主な取り組み** ・中学生議会の開催 ・世代間交流事業	教育委員会
48	学校教育施設の整備充実	子どもが安全に、優れた教育環境のもとで、のびのびと学習できるように、学校教育施設・設備の計画的な整備充実をすすめます。	教育委員会
49	情報教育の推進	学校ICT環境を整備し、各教室でインターネットを利用し一人 1 台端末を利用した学習を行います。	教育委員会
50	児童会・生徒会活動の充実	児童生徒が相互に協力し、よりよい学校生活を築く自主的・実践的な態度を育成するため、児童会・生徒会や各種委員会活動の支援と充実を図ります。	教育委員会
51	教員の資質の向上	教員の資質の向上を図るため、各種研修の充実に努めます。小中学校の教員が共通認識を持って取組みができるよう、合同研修を実施します。	教育委員会
52	開かれた学校づくりの推進	社会人講師制度や、地域の人とのふれあう機会を積極的に取り入れるなど、開かれた学校づくりに努めます。 共育コミュニティスクールを開催し、子どもたちの現状や将来について共有します。 保育園、小学校、中学校ではホームページや学校だより、村の広報誌等により情報発信をしていきます。	教育委員会
53	安全な学校づくりの推進	安全な学校づくりのために、防犯設備等の充実を図るとともに、警察、PTA、ボランティアなどの協力を得ながら、通学時などの安全確保に努めます。	教育委員会
54	教育施設・設備の充実と有効活用	今後、小中学校の老朽化が進むことが想定されますが、個別施設計画に沿った教育施設・設備の整備に努めるとともに、余裕教室の積極的な活用を図ります。	教育委員会

② 生涯学習の推進

＜主要施策１　社会体験の促進＞

保育園、学校などでは、地域の協力を得ながら、各施設の特色を生かした多様な体験機会の充実を図ります。

通番	細項目	具体的な取り組み	担当課
55	子どもの健全育成の推進	自然の中での体験活動、生活体験活動、乳幼児とのふれあい体験、伝統文化の継承活動、福祉や環境などに関するボランティア活動など、さまざまな学習・体験の機会や場の提供に努めます。また、子ども会などの各種イベントを子ども自身の手で企画運営する機会を設け、自主性・主体性を育てます。 **■主な取り組み** ・小学生俳句教室・租税教室の開催	教育委員会 住民税務課
56	職業体験の推進	子どもたちが社会に興味・関心を持ち、「生きる力」を育てるために、企業や福祉の現場での職業体験、優れた芸術・文化にふれる活動などを充実させていきます。 **■主な取り組み** ・職場体験授業（中学2年生）	教育委員会
57	野外活動・自然体験の充実	本村の特性を生かし、学校教育や地域活動の中で、豊かな自然にふれあえる野外活動の充実に努めます。また、このための施設の整備充実を図ります。 **■主な取り組み** ・高山村森林スポーツ公園、福祉公園、農村公園の管理運営 ・小学校わくわく村 ・親子ふれあいスキー教室 ・ユネスコスクールへの加盟	教育委員会
58	地域への愛着を高める機会の充実	小中学校などで地域の伝統行事や祭り、文化財の保護活動などへの参加を促進するとともに、地域と連携、協力し、子どもたちが地域の伝統文化について学び、地域への愛着を高めることができるような機会を充実させます。	教育委員会

＜主要施策２　地域活動・文化活動の促進＞

子ども会・育成会をはじめ各種地域活動を通じて、子ども同士の連帯感を養成するとともに、地域住民としての意識づくりを促進します。また、文化や芸術に子どもたちが親しめる環境づくりを進めます。

通番	細項目	具体的な取り組み	担当課
59	子ども会育成会活動の活性化	リーダーの育成や活動の充実などにより、子ども会育成会活動の活性化を図り、同年齢・異年齢の子どもの交流を促進します。	教育委員会
60	多様な文化・芸術活動の促進	学校のクラブ活動や課外活動、各地域の生涯学習活動などを通じて取り組まれてきた子どもたちの文化・芸術活動を引き続き促進していきます。	教育委員会

＜主要施策３　スポーツ活動の促進＞

スポーツ少年団活動を中心に、子どものスポーツへの参加を促進し、健康づくり、体力づくり、仲間づくりを図ります。

通番	細項目	具体的な取り組み	担当課
61	スポーツ少年団活動の活性化	スポーツを通じて豊かな心と健康でたくましい体を育むことを目的として、スポーツ少年団の活動を促進します。そのために、指導者の養成と資質の向上を図ります。また、中学校部活動を地域移行に向けて、支援していきます。	教育委員会
62	競技スポーツの振興	子どもが参加できる競技スポーツを拡大し、子どもたちがスポーツにあこがれを持ち、意欲的に取り組む機会の充実に努めます。 長野広域連合で実施しているプロスポーツ選手との交流事業を積極的に活用していきます。	教育委員会
63	スポーツ教室の充実 総合型スポーツクラブの振興	スポーツ教室の充実と多様化を図り、スポーツ体験の幅を広げます。 子どもから大人まで、生涯を通じてスポーツに親しむことで、健康増進を図るために総合型スポーツクラブの活動を振興します。	教育委員会

③　子どもの権利・意見の尊重

＜主要施策１　子どもの権利・意見を尊重するむらづくり＞

子どもの人権について、多様な啓発活動を推進するとともに、子どもも村民の一人として、主体的に社会参画できるよう、むらづくりに子どもの意見を反映する仕組みづくりに努めます。

通番	細項目	具体的な取り組み	担当課
64	健全育成環境の維持	学校、家庭、地域の連携を強め、図書・インターネット環境や健全な娯楽施設等、社会環境の浄化に努めます。	教育委員会
65	権利擁護活動の促進	村民による、子どもの人権を守るための活動を促進します。	教育委員会
66	村政への子どもの意見の反映	現在「中学生議会」を開催し、中学生の意見の反映に努めています。 今後も「子どもむらづくり講座」や「子ども議会」の開催、審議会委員の委嘱等、子どもの意見を聞く機会や場づくりに努めます。	教育委員会
67	地域活動への子どもの意見の反映	子ども会育成会連絡協議会などの地域活動は、企画・準備の段階から子ども主体の取り組みとなるような仕組みづくりに努めます。	教育委員会
68	里親制度の普及促進	子ども相談センターや乳児院・児童養護施設などと連携しながら、児童の適切な保護と健全育成に寄与する里親制度の普及を促進します。	教育委員会

＜主要施策２　児童虐待の防止と早期対応＞

児童虐待の防止のため、保護者の悩みなどの軽減を図るとともに、早期発見・早期対応の体制づくりを促進します。

通番	細項目	具体的な取り組み	担当課
69	虐待の防止	保育士、学校養護教員、保健師の連携を効果的に行い、早期把握、早期防止に努めます。 **■主な取り組み** ・高山村要保護児童対策地域協議会の開催	健康福祉課 教育委員会
70	見守りネットワークの充実	要保護児童対策地域協議会、同ケース検討会議を適宜開催し、児童相談所、福祉、保健、教育の各機関・施設、民生・児童委員などが連携しながら、児童虐待防止と適切な対応に努めます。	健康福祉課 教育委員会
71	虐待通告義務の周知	虐待発見者の通告義務について、保育園、学校等の児童施設を含め、広く村民に周知し、虐待の早期把握に努めます。	教育委員会
72	被害にあった子どもの保護の促進	子どもを事故、犯罪、いじめ、虐待などからいち早く保護するとともに、身体や心に傷を負ってしまった場合の立ち直りも支援していきます。子どもや保護者に対するカウンセリングや助言はもちろん、きめ細かな支援を行うため、学校等関係機関との連携を密にしながら対応していきます。	健康福祉課 教育委員会

（4）「働きやすさ、育てやすさの向上」～子育てと仕事の両立を支援します～

① 多様な保育サービスの充実

＜主要施策１　多様なニーズに対応した保育の拡充＞

核家族化の進行や、就労形態の多様化に対応できるよう、保育園において、乳児保育、障害児保育、延長保育、一時保育をはじめとする多様な保育サービスの提供に努めます。

通番	細項目	具体的な取り組み	担当課
73	通常保育の充実	村には、子育て家庭の多様なニーズに対応した「公立たかやま保育園」があります。 家庭での保護者が労働等により、家庭で十分に保育できない就学前の児童に対し、適正な保育を実施し、児童の健全な育成を図ります。	教育委員会
74	乳児保育の充実	現在、公立たかやま保育園で6か月からの乳児保育を行っています。 産休明けや育児休業明けの年度途中入所を含め、乳児の保育所での受け入れ希望に対し、着実に対応していきます。乳児保育は入園児1人に対し必要な保育士数が多くなるため、受け入れ可能な人員体制の確保に努めます。	教育委員会
75	障がい児保育の充実 ＜再掲＞	保育を必要とする心身障がいをもつ幼児が、一般の幼児と一緒に集団活動保育を受けられる環境を整え、健全な社会性の成長発達や障がい児に対する適正な指導を行っていますので、今後もさらに充実・継続して実施していきます。	教育委員会
76	延長保育の充実	子ども子育て新制度では、保育標準時間（11 時間）及び保育短時間（8 時間）により保育を実施していますが、多様な保育ニーズに対応し、延長保育を実施していきます。また、受け入れ可能な人員体制を確保できるよう検討していきます。 ＜開所時間＞ ・公立たかやま保育園（7:30～19:00）	教育委員会
77	病児・病後児保育の実施	病児・病後児保育は、普段保育所に預けている乳幼児が風邪などの軽い病気にかかった場合や回復期にあり集団保育ができない場合など、その子どもを預かって保育や看護をすることです。現在村内に受け入れ施設はありませんが、近隣市町村の民間施設が利用できるようになっています。	教育委員会
78	特定保育・夜間保育・休日保育等の検討	特定保育や夜間保育（22 時頃まで）や休日保育の実施については、他の保育サービスで代替するため、ニーズを勘案しながら、将来的に検討します。	教育委員会
79	一時保育の充実	保護者などが一時的・緊急的に保育できなくなった場合に未就園児童を預かる制度である一時保育制度の充実に努めます。また、時間単位で預かる誰でも保育を実施します。夜間帯（22 時頃まで）の一時保育（トワイライトステイ）については現在実施していませんが、ニーズを勘案しながら、将来的に検討を進めます。	教育委員会

＜主要施策２　保育内容の向上＞

安心して子どもを預けられるよう、職員の資質向上、保育施設の整備などにより、保育内容の向上を図ります。また、幼児期における教育プログラムの充実を図ります。

通番	細項目	具体的な取り組み	担当課
80	きめ細かい保育の推進	保育所保育指針に基づき、一人ひとりの発達状況や個性に応じた保育を推進します。多様な遊びの体験など、子どもにとって楽しい保育の場を提供するとともに、地域住民との交流など、開かれた保育所づくりを促進します。	教育委員会
81	保育士の資質の向上	各種研修や交流機会などを充実し、保育士の資質の向上を図ります。	教育委員会
82	保育指導の充実	０～５歳児の共働き家庭の児童には保育サービスとして朝夕の延長保育・預かり保育を提供していき、保育指導の内容を充実させていきます。	教育委員会
83	保育環境の維持・充実	公立たかやま保育園の適正な定員の見直しと、新たに認可外保育施設等実施希望があれば検討していく。	教育委員会

＜主要施策３　多様な保育機能の活用＞

認可保育所のサービスを補完する貴重な役割を担う認可外保育施設や「家庭的保育」（保育ママ）、その他住民参加型の保育サービスの充実を促進します。

通番	細項目	具体的な取り組み	担当課
84	施設及び体制の整備	施設の長寿命化計画に沿って施設整備を行います。 今後も、研修会等を実施し専門的な人材を養成するなど、職員のさらなる資質向上を図り、地域の子育て支援の核として整備充実を図ります。	教育委員会
85	住民参加型の保育サービスの活用	「保育ママ」のような家庭的保育や住民参加型在宅福祉サービスなどは、多様なニーズに応えるための保育資源として、ニーズを勘案しながら検討を行います。	教育委員会

②　放課後児童対策の充実

＜主要施策１　放課後児童対策の充実＞

多様なニーズに対応した放課後児童対策の展開に努めます。

通番	細項目	具体的な取り組み	担当課
86	児童クラブの充実	公立高山村児童クラブと私立学童聖徳園の連携を図るとともに、利用者数の動向を把握しながら、受入れの学年の引き上げや定員の拡大など、放課後の居場所の整備・確保を図り、共働き家庭の子育てを支援します。 **■主な取り組み** ・公立高山村児童クラブ事業 ・私立学童聖徳園への入所委託事業	教育委員会

③　仕事と生活の調和の推進

＜主要施策１　村内事業所の実践活動の促進＞

子育て中の親が、「仕事と生活の調和」を実現できるよう、育児休業制度の普及・定着を促進するとともに、労働条件の改善、働き方の見直しについて事業主への啓発に努めます。

通番	細項目	具体的な取り組み	担当課
87	働き方の見直し啓発	男女がともに子育てと仕事が両立できるよう、育児休業制度の普及をすすめるとともに、労働時間の短縮などを、企業に呼びかけていきます。「パパ・ママ育休プラス」など、最新の動向の周知に努めます。 **■主な取り組み** ・次世代育成支援一般事業主行動計画の作成援助	教育委員会
88	子育て後の就業支援	関係機関と連携を図り、求人情報の提供や地域での女性の職場づくりの促進などを通じて、出産や育児をきっかけに退職した女性の再就職・再雇用などを支援していきます。	教育委員会
89	出産を祝福する地域性の醸成	子どもを出産することに対する社会的な奨励、祝福する地域性を醸成するため、また、子育て環境の充実と、村を支えていく子どもの成長を祈願して、出産祝金を支給しています。 **■主な取り組み** ・出産祝金の支給　1子　50,000 円 2子　70,000 円 3子以上　100,000 円	住民税務課
90	ポジティブ・アクションの導入の促進	「女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組」（ポジティブ・アクション）や「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」により、法定基準を上回る福利厚生の取り組みを推進し、他の模範となる村内事業所を表彰するなど、国・県とともに支援していきます。	産業振興課

＜主要施策２　村民の就業・キャリアアップへの支援＞

無職・非正規雇用で生活が安定しない村民の就職や正規就労化、キャリアアップを促進していきます。

通番	細項目	具体的な取り組み	担当課
91	経済的自立が可能なしくみづくりの促進	国・県・経済団体等とともに、雇用の安定に努めるとともに、非正規就労者と正規就労者の賃金格差やキャリアアップ機会の格差などを是正するしくみづくりを促進します。	産業振興課

＜主要施策３　行政の率先行動の実施＞

高山村役場が、率先して、「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）に取り組みます。

通番	細項目	具体的な取り組み	担当課
92	特定事業主行動計画の推進	高山村特定事業主行動計画の適切な推進を図ります。	総務課
93	ポジティブ・アクション（積極的格差是正措置）の推進	「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）に関する庁内学習を進めるとともに、男性の育児休業の取得、「早く家庭に帰る日」の実践など、村役場の率先行動を進めます。	総務課

④　男女共同参画の促進

＜主要施策１　男性の子育てなどへの参画の促進＞

男女の固定的な役割分担意識の是正や、社会慣習の解消・改善を啓発し、男女共同参画による子育てを促進します。

通番	細項目	具体的な取り組み	担当課
94	男女共同参画に向けた意識の啓発	固定的な性的役割分担意識をなくし、男女が共同して子育てなどに参画できるよう、男女共同参画に向けた意識の啓発に努めます。 **■主な取り組み** ・男女共同参画推進協議会による「いきいきフォーラム」の開催 ・男女共同参画社会づくり講習会の開催	教育委員会
95	男性への啓発活動の推進	各種広報などを通じ、男性の育児・家事への参画を啓発するとともに、育児や家事の具体的な方法について、保健指導や生涯学習講座などを活用して男性が学習することを促進します。また、男性の子どもに関わる地域活動への参画を促進します。	教育委員会
96	企業等への啓発活動の推進	男性が育児・家事に参加しやすい雇用環境づくりを村内企業等へ積極的に啓発します。	教育委員会
97	子どもに関わる職業への男性の就業の促進	男性が、保育士や看護師など、子どもや福祉に関わる職業で活躍する社会の形成に努めます。そのために、学校でのキャリア教育の推進や、子どもに関わる就業機関における男女共同参画を促進します。	教育委員会

＜主要施策２　社会全体の男女共同参画の促進＞

男女が社会のあらゆる場で、同じように活躍し、女性の活力が多様な場で最大限生かされる男女共同参画のむらづくりを推進します。

通番	細項目	具体的な取り組み	担当課
98	男女平等教育の推進	保育園・学校、などすべての保育・教育施設で、男女平等教育を推進するとともに、子どもの時から男女が共同して家事・育児等を行うことの大切さを啓発します。	教育委員会
99	女性の社会参加の促進	仕事や生涯学習、趣味などに女性が参加しやすい環境づくりに努めるなど、育児・家事・介護などからのリフレッシュの機会づくりを図ります。	教育委員会
100	政策決定への女性の参画の促進	組織の政策決定に、家庭や子どもについての視点が豊かな女性の意見を積極的に反映するむらづくりを進めます。	総務課
101	ジェンダー・フリー意識の啓発	社会的な男女の性的な差（ジェンダー）や偏見が、今後なくなっていくように、各家庭が「男の子だから」「女の子だから」という意識を持たせない教育を実践するよう、啓発を図ります。	教育委員会
102	配偶者等による暴力の被害者対策の推進	配偶者等による暴力（DV：ドメスティックバイオレンス）の被害者対策については、県や近隣市町村、関係機関と連携しながら相談対応等に努めます。	健康福祉課

⑤　ひとり親家庭への支援の強化

＜主要施策１　ひとり親家庭への支援の強化＞

ひとり親家庭で養育されている子どもの健全育成のために相談や援助体制の充実に努めます。

通番	細項目	具体的な取り組み	担当課
103	ひとり親家庭への支援の充実	ひとり親家庭の自立と生活の安定のために、生活の安定や子育ての相談、日常生活の支援、就業に関する相談、経済的な支援、必要な技能や知識を身につけるための相談や雇用情報の提供を充実します。また、ひとり親家庭の親子が地域で孤立することがないよう、周囲への呼びかけも行っていきます。 **■主な取り組み** ・福祉医療費の給付（母子・父子家庭） ・母子寡婦福祉資金貸付（母子家庭） ・児童福祉手当の支給（父子家庭）	健康福祉課
104	民生・児童委員活動の促進	民生・児童委員による家庭訪問事業や就学支援の必要な世帯への必要なアドバイスを行っています。 今後もさらに、相談しやすい体制づくりに取り組み、地域に密着した相談活動を積極的に実施します。 **■主な取り組み** ・民生・児童委員による家庭訪問	健康福祉課
105	就労の促進	ひとり親家庭の就労促進を図るため、安心して働ける環境づくりに努めるとともに、就業に役立つ知識・技能の学習機会の充実に努めます。また、長野県母子家庭自立支援教育訓練給付金の活用を促進していきます。	健康福祉課

⑥　経済的負担の軽減

＜主要施策１　経済的負担の軽減＞

諸制度の活用や独自企画、運営の効率化、国等への要望などにより、子育て家庭の負担の軽減に努めます。また、既存の各種経済的支援制度の周知を図るとともに、助成の維持・拡大に努めます。

通番	細項目	具体的な取り組み	担当課
106	子育て世帯の負担軽減	第2子以降及び低所得世帯の保育所保育料、3歳以上児の保育所等にかかる副食費の軽減、学校給食費の公費負担、小中学校を含めた定期テスト代の村費負担、入学応援給付金など、保護者負担の軽減に努めます。 3歳未満の乳幼児を家庭で育児を行う世帯に対し、村内商店で使用できる商品券を支給します。 4歳未満の乳幼児が使用するおむつの購入費を助成します。	教育委員会 住民税務課
107	周知の促進	既存の各種経済的支援制度の利用を促進するため、広報やパンフレットなどを活用し、周知に努めます。	教育委員会 住民税務課
108	効果的な経済的支援の企画・立案・実行	国・県の新たな政策動向を踏まえつつ、村民ニーズに沿った村独自の経済的支援策について、適宜、企画・立案・実行していきます。	教育委員会 住民税務課 健康福祉課

（５）「子どもの安全と安心の確保」～子どもが安全に暮らせる安心な地域をめざします～

①　子どもにやさしい生活環境の整備

＜主要施策１　子どもにやさしい環境づくりの推進＞

子どもや子育てにやさしい住宅の普及を促進するとともに、子どもや妊産婦、親子連れが安心して街に出て、社会参加できる地域づくりを進めます。

通番	細項目	具体的な取り組み	担当課
109	子育てしやすい住宅の供給促進	民間による優良な住宅地の整備を促進するとともに、村営住宅の整備など子育てに適した良質な住宅の確保を目指します。 **■主な取り組み** ・若者定住促進住宅給付事業	建設水道課
110	母子世帯等に向けた住宅の確保	母子世帯など、住宅の確保が困難な子育て世帯に対し、村営住宅の優先入居など、住宅の確保に努めます。	健康福祉課
111	公共施設のバリアフリー化推進	これまでのむらづくりは、若年者、健常者中心の考え方だったため、建物の入り口や階段、トイレなど、子どもや子育て家庭にとっては利用が困難な場合がありました。今後は歩道や施設の段差解消など、公共施設のバリアフリー化を推進します。	建設水道課 全　課
112	子育て支援設備の整備推進	トイレにベビーシート・ベビーキープを設置したり、託児スペースを確保するなど、子育て支援設備を整備していきます。 また、保育園では、衛生的な観点から、使用済みおむつを各施設で処分するなど、保護者の負担を軽減します。	総務課 教育委員会

＜主要施策２　安全・安心の確保＞

子どもに最大限配慮した防災・防犯・交通安全対策を推進します。

通番	細項目	具体的な取り組み	担当課
113	「子どもを守る安心の家」の充実	村内小中学校通学路に、子どもたちの緊急避難場所として「子供を守る安心の家」として 50 世帯にお願いしており、今後も協力を呼びかけていきます。 **■主な取り組み** ・子どもを守る安心の家の設置事業	教育委員会
114	安全・安心なむらづくりの推進	通学路などの防犯街路灯は、今後も必要に応じて設置していきます。 また、「地元の子どもは地元で守る」「犯罪を起こしにくい地域社会をつくる」ため、防犯協会、ホワイトエンジェルス隊による下校時の巡回パトロールも、継続して協力をお願いしていきます。 さらに、平成 18 年度から発足した「地域見守り隊」による防犯活動も加え、今まで以上に子どもたちの安全を地域で見守る体制づくりに努めます。 **■主な取り組み** ・防犯街路灯設置事業 ・防犯ブザーの配布　小・中学校 ・降雪時における通学路歩道の除雪 ・ホワイトエンジェルス隊下校時巡回パトロール ・「地域見守り隊」による防犯活動 ・高山村通学路交通安全推進協議会による通学路の合同点検	住民税務課 建設水道課 教育委員会
115	交通安全施設等の整備	子どもの交通事故防止に向け、交通量が多い道路や事故の多発している道路、通学通園路等を中心に、交通安全看板など、各種交通安全施設等の整備・拡充を図ります。	建設水道課
116	交通安全意識の高揚	子どもへの交通安全教育の充実を図ります。また、大人に対して、子どもの事故被害の危険性を積極的に広報します。	教育委員会
117	子どもに配慮した防災対策の推進	保育園・学校などでの防災訓練、防災教育を充実するとともに、避難・救助・情報提供など各分野で子どもに配慮した防災対策に努めます。	教育委員会

② 楽しくみんなで遊べる場の確保

＜主要施策１　屋外活動の場の充実＞

自然環境を生かしながら、子どもたちが思いっきり駆け回ったり、スポーツを楽しめる遊び場・活動の場を充実します。

通番	細項目	具体的な取り組み	担当課
118	子どもの遊び場の充実	子どもたちが自由に遊べる場の確保を計画的にすすめます。また、子どもにとって安全な環境づくりとも連動し、子どもが公園などへ自由に行き帰りできるよう、地域との連携による安心して外出できる環境の創出を図ります。 **■主な取り組み** ・児童福祉及び青少年育成の施設設置事業補助金交付 ・地区公園整備補助金交付	総務課
119	身近な活動の場の充実	子どもたちに身近な公園やポケットパークなどの整備と適正な維持管理に努めます。また、校庭や園庭の遊び場としての活用を図ります。	教育委員会
120	自然環境の保全・活用	野山や水辺が子どもたちのかけがえのない遊び場となるよう、自然環境の保全に努めます。	総務課 健康福祉課
121	屋外スポーツ施設の充実	YOU游ランドやグラウンドなど、各屋外スポーツ施設の充実を図ります。	健康福祉課 教育委員会
122	ハイキング・サイクリングネットワークの構築	道路の整備・改良やわかりやすい誘導案内板の設置などにより、親子で休日にハイキングやサイクリングが楽しめる環境づくりを進めます。	産業振興課 建設水道課

＜主要施策２　屋内活動の場の充実＞

子どもの屋内活動の拠点として、また、季節や天候に関係なく思いっきり遊べる場として、既存の図書館や体育館などの充実と遊休施設の活用を進めます。

通番	細項目	具体的な取り組み	担当課
123	図書館機能の充実	子ども向け蔵書等の充実や、施設・設備の定期的な更新と情報ネットワーク化、読み聞かせボランティアの活性化などにより、図書室の充実に努めます。	教育委員会
124	博物館機能の充実	一茶ゆかりの里一茶館、歴史民俗資料館の充実により、子どもたちが郷土の歴史や文化にふれ、体験しながら学べる環境の充実に努めます。	教育委員会
125	屋内スポーツ施設の充実	高井コミュニティーセンター屋内グランドやYOU游ランドなど、子どもを含め、地域のみなさんが楽しめるための屋内スポーツ施設の充実に努めます。	教育委員会

第４章　子ども・子育て支援施策の展開

１　教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件や人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定します。

子ども・子育て支援事業計画では、「教育・保育提供区域」ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することになっています。

本村における「教育・保育提供区域」については、現在、公立保育園１園、小学校１校、中学校１校であることや、保育園及び学校の利用が村内全域からとなっていることなどを勘案して、村内全域を１区域として設定します。

２　児童数の推計

計画期間における児童数について、令和２年度から令和６年度までの住民基本台帳人口を基に推計しました。

０歳人口は、子ども女性比（25～39 歳）の推移から計画期間の子ども女性比を設定し、計画期間の 25～39 歳女性人口に乗じて算出しています。

（単位：人）

認定区分	令和６年度	７年度	８年度	９年度	10 年度	11 年度
０歳	17	26	26	26	26	26
１歳	22	18	26	26	26	26
２歳	32	23	18	26	26	26
３歳	20	32	23	18	26	26
４歳	41	20	32	23	18	26
５歳	28	41	20	32	24	18
合　　計	160	160	145	151	146	148

３　教育・保育の量の見込みと確保方策等

（１）計画期間の各年度における教育・保育の量の見込み

認定区分別の量の見込みは、人数が少なく、国から示された算出用ワークシートを使用することが不可能なため、令和６年度の認定区分実績を考慮して算出し数値をまとめたものです。

認定区分別の量の見込み　（単位：人）

認定区分	令和６年度	７年度	８年度	９年度	10 年度	11 年度
１号認定（3～5 歳）	5	5	5	5	5	5
２号認定（3～5 歳）	78	88	85	85	85	85

3 号認定（0 歳）	12	5	5	5	5	5
3 号認定（1・2 歳）	40	30	30	30	30	30
合　　計	135	128	125	125	125	125

（教育委員会調べ）

（２）計画期間の各年度における教育・保育の確保の方策

・計画期間（令和７年度～11 年度までの５年間）の教育・保育の量の見込みは、子どもの出生数は減少していきますが、働く保護者が増えていくことが想定されます。村内の公立保育園の定員 130 人と近隣市町村の認定こども園等の定員等で考えると、充足すると考えられます。

（単位：人）

認定区分		令和６年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
量の見込み	1 号認定（3～5 歳）	5	5	5	5	5	5
	2 号認定（3～5 歳）	86	88	85	85	85	85
確保方策 特定教育・保育施設		91	93	90	90	90	80
過不足		0	0	0	0	0	0
量の見込み	3 号認定（0 歳）	2	5	5	5	5	5
	3 号認定（1～2 歳）	30	30	30	30	30	30
確保方策 特定教育・保育施設		32	35	35	35	35	35
過不足		0	0	0	0	0	0

４　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

（１）利用者支援事業【子ども家庭センター型】

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの相談に応じ、情報提供を行います。地区担当保健師や発達相談員など専門職員と連携し、療育の必要な児童を早期発見し、就学に向けた適切な支援に結び付けるための「元気っ子相談」などを実施します。

（単位：か所）

こども家庭センター型	７年度	８年度	９年度	10 年度	11 年度
量の見込み（a）	1	1	1	1	1
確保の内容（b）	1	1	1	1	1
過不足（b-a）	0	0	0	0	0

（２）延長保育事業

令和６年度の利用者の保育所利用者全体（２号・３号認定者数）に対する延長保育（標準時間認定）の割合（利用率）の実績から計画期間における利用率を設定し計画期間の２号・３号認定者数を乗じて算出しています。

たかやま保育園において実施していますのでニーズに対応できる状況です。

（単位：人）

延長保育事業	７年度	８年度	９年度	10 年度	11 年度
量の見込み（a）	67	65	65	65	65
確保の内容（b）	67	65	65	65	65
過不足（b-a）	0	0	0	0	0

（３）子育て短期支援事業

令和６年度の推定延べ利用人数の０～15 歳人口に対する割合（利用率）を基に計画期間における利用率を設定し、計画期間の０～15 歳推計児童数を乗じて算出しています。

本村には子育て短期支援施設はありませんが、近隣市町村に所在する施設５か所と委託契約し、量の見込みの確保を図ります。

（単位：人日／年）

子育て短期支援事業	７年度	８年度	９年度	10 年度	11 年度
量の見込み（a）	3	3	3	3	3
確保の内容（b）	3	3	3	3	3
過不足（b-a）	0	0	0	0	0

（４）地域子育て支援センター

令和５年度の延べ利用者数の保育所等に通わない０～２歳人口（３号認定者を除いた数）に対する割合（利用率）の実績から計画期間における利用率を設定し、計画期間の３号認定者数を除いた０～２歳推計児童数を乗じて算出しています。

子育てセミナーや各種教室、サークル支援など保護者同士のふれあいを大切に、子育て相談しやすい場の提供を図っていきます。

（単位：人回／年）

子育て支援センター事業	７年度	８年度	９年度	10 年度	11 年度
量の見込み（a）	1,689	1,848	1,742	1,742	1,742
確保の内容（b）	1,689	1,848	1,742	1,742	1,742
過不足（b-a）	0	0	0	0	0

（５）一時預かり事業

令和５年度の延べ利用者数の保育所等に通わない０～５歳児童数（認定者数を除く）に対する割合（利用率）の実績から計画期間における利用率を設定し、計画期間の３号認定者数を除いた０～２歳推計児童数を乗じて算出しています。

たかやま保育園に併設する一時預かりでは、保護者の不定期な就労や通院などのほか、リフレッシュのための利用など子育て家庭への支援の強化のため、確保体制の充実を図ります。

（単位：人日／年）

一時預かり事業	７年度	８年度	９年度	10 年度	11 年度
量の見込み（a）	213	133	173	173	173
確保の内容（b）	213	133	173	173	173
過不足（b-a）	0	0	0	0	0

（６）病児・病後児保育事業

村内に病児・病後児保育事業を実施できる施設がなく、令和５年度の利用実績はありませんでした。

しかし、近隣市町村の施設を利用することが可能なため、さらなる利便性の向上について、研究・検討を行います。

（単位：人日／年）

病児・病後児保育事業	７年度	８年度	９年度	10 年度	11 年度
量の見込み（a）	24	24	24	24	24
確保の内容（b）	24	24	24	24	24
過不足（b-a）	0	0	0	0	0

（７）ファミリー・サポート・センター事業

令和２年度に制度を立ち上げ、提供会員、依頼会員のマッチングは実施したが、これまで利用実績はありませんでした。

各種広報による周知を行い、提供会員及び依頼会員の拡充を図ることにより、量の見込みの確保を図ります。

（単位：人日／年）

ファミリー・サポート・センター事業	７年度	８年度	９年度	10 年度	11 年度
量の見込み（a）	36	36	36	36	36
確保の内容（b）	36	36	36	36	36
過不足（b-a）	0	0	0	0	0

（８）乳児家庭全戸訪問

計画期間における０歳推計児童数を訪問対象家庭数として算出しています。

生後４か月までの乳児のいる家庭に、保健師等が訪問し育児相談、栄養指導、情報提供を行い、養育環境の把握等を行う事業です。

（単位：人）

乳児家庭全戸訪問事業	７年度	８年度	９年度	10 年度	11 年度
量の見込み（a）	26	26	26	26	26
確保の内容（b）	26	26	26	26	26
過不足（b-a）	0	0	0	0	0

（９）妊婦健診

妊婦健診は、令和２年度から令和５年度までの妊娠届出者数の実績から計画期間における妊娠届出者数を推計し、妊娠届出者数を事業対象者として見込んでいます。

本村は、医療機関に委託し、その費用を補助する形で実施しています。

（単位：人回／年）

妊婦健診	７年度	８年度	９年度	10 年度	11 年度
量の見込み（a）	364	364	364	364	364
確保の内容（b）	364	364	364	364	364
過不足（b-a）	0	0	0	0	0

（10）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

学年ごとの児童数に対する登録者数の実績から計画期間の推計児童数を算出しています。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、放課後自宅に帰っても保護者がいない小学生に、健全育成活動を行う事業であり、本村では、公立の高山村児童クラブと私立の学童保育聖徳園の２ヶ所で対応していますが、実態等を鑑み見込み量の検討をしていきます。

（単位：人）

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	７年度	８年度	９年度	10 年度	11 年度
量の見込み（a）	115	120	120	120	105
確保の内容（b）	115	120	120	120	105
過不足（b-a）	0	0	0	0	0

（11）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

６か月児から３歳未満児の、保育所等に通所していない児童数を基に、月 10 時間までの利用を前提に年間の延べ利用時間数を算出しています。

令和７年度は試行的事業であり、本格実施は令和８年度からとなります。

（単位：時間／年）

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	７年度	８年度	９年度	10 年度	11 年度
量の見込み（a）	240	240	240	240	240
確保の内容（b）	240	240	240	240	240
過不足（b-a）	0	0	0	0	0

５　教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

幼児の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものですが、子どもの最善の利益を考えながら、教育・保育の提供と推進、地域の子育て力の向上に向けた支援を実施していきます。

（１）質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割および推進方策

乳幼児期は子どもの生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達段階に応じた質の高い教育・保育や子育て支援が提供されることが重要です。

＜支援の内容＞

・質の高い教育・保育や子育て支援を提供するために、保育士の専門性の向上を目指し、たかやま保育園の保育研修への支援を継続するなど、教育・保育や子育て支援に係る専門職の資質向上支援に努めます。

・ボランティアによる読み聞かせなどを行い、地域との連携を図っていきます。

・保育園の行事に地域の方々を招くなど、地域との連携を図るとともに、地域ボランティアの確保を行っていきます。

（２）本村における教育・保育の一体的支援の推進

「発達段階に合わせて、一人ひとりが生きる力を身に付けていけるように支援していく」という考え方を保育の中で生かしていきます。

＜支援の内容＞

・たかやま保育園・小学校・中学校の一貫した教育システムの推進に向けての相互理解に努めます。

・たかやま保育園・小学校・中学校と一貫的な教育（【生活づくり】、【心づくり】、【学びづくり】、【体づくり】）を進めるために、より一層の連携を図ります。

６　産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保育者が産休（産前・産後休業）、育休（育児休業）明けに希望に応じて円滑に、保育所を利用できるよう、産休・育休中の保護者に対する情報提供や相談支援を行うとともに、計画的に教育・保育施設等の受け入れ態勢準備を進めます。

これらの取り組みにあたっては、０歳児の保育者が保育所等への入所時期を考慮して育休取得をためらったり、取得中の育休を途中で切り上げたりする状況等があることを踏まえ、育休満了時（原則１歳到達時）からの利用を希望する保護者が、希望時期から質の高い保育を利用できるよう配慮に努めます。

また保育者が産休・育休明けの希望する時期に、教育・保育施設を円滑に利用できるよう、母子健康診査、乳幼児健康診査等において保護者に対して情報提供し、途中入所がスムーズに行えるよう保育園との連携を強化していきます。

＜支援の内容＞

・産後休暇や育児休暇後の施設利用が円滑にできるよう、予め復帰の時期が分かっている場合は、新規申請時に希望を聞くなど情報提供や周知を行います。

7　児童虐待防止対策の充実

児童虐待については、日々、新聞・テレビ等マスコミが報道するなど、深刻な社会問題となっています。児童虐待は、子どもの健やかな成長と発達を損ない、子どもの人権を侵害する深刻な問題であり、迅速かつ適切な対応が求められています。

＜支援の内容＞

・児童虐待の防止に向け、相談窓口を設置して相談に応じ、事案によっては支援会議を開催し、県や教育委員会、児童相談所など関係機関との連携を図って取り組んでいきます。また、児童虐待防止に関する研修会を積極的に行っていきます。

・社会的養護を必要としている子どもについては、地域の里親や他市町村の児童養護施設等において子どもが健やかに成長できるよう、学校や地域の関係機関、県等とも連携しながら支援体制の整備に努めます。

8　ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手を一人で負うため、日常生活でさまざまな問題に直面しています。

ひとり親家庭の自立支援については、保育や放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業（ショートステイ）等の地域子育て支援事業の利用に際しての配慮をはじめ、県が策定する「母子家庭及び寡婦自立促進計画」を踏まえつつ、自治支援プログラム等による就学支援や子育て・生活支援、経済的支援等により、総合的な自立支援に取り組みます。

また、ひとり親家庭については、児童扶養手当やひとり親医療費・保育料の免除など経済的支援を行うほか、県との連携を図り、ひとり親家庭の自立に向けた就労支援や相談体制の強化を図っていきます。

＜支援の内容＞

・以前からひとり親の父親に対しての医療費の助成を拡大してきています。今後もひとり親医療費の助成を継続実施します。

・平成２２年度から父子家庭にも児童扶養手当の支給が拡大してきています。対象となる家庭への制度の周知を図ります。

・３歳未満児の保育料の減免を実施し、今後も継続拡大していきます。

９　障がい児等への支援

障がい児（者）施策は、自ら居住する場を選択し、適切なサービスを受けながら自立と社会参加を図ることが基本です。

一人ひとりのニーズに合わせた適切なサービス提供体制の整備と併せて、村民の障がい児（者）への理解が必要です。

そのため、障がい児については、教育・保育等に携わるものの専門性の向上と専門家の協力により、子どもが将来的に自立し社会参加するための力を培うため、各施策と連携し、総合的に推進します。また、保護者への情報提供を行い、障がい児支援事業の利用の円滑化を図ります。

その際、地域の子どもたちと一緒に学んでいけるインクルーシブ教育の考え方を大事にしていきます。

＜支援の内容＞

・乳幼児健診等で障がいの早期発見、早期対応ができるように体制の整備を促進します。

・障がいのある児童に対して適切な保育が行われるよう、保育所（園）と連携し支援を行っていきます。

・サービスに関する情報について、サービスを必要とする人に必要な情報が届くように、また、地域で家族が孤立することがないように情報提供及び相談窓口の充実を図ります。

・児童福祉法に基づく高山村障がい児福祉計画と調和を保ちます。

１０　「仕事と生活の調和」の実現に向けた取り組みの推進

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現については、国の「仕事と生活の調和憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使をはじめ国民が積極的に取り組むことと、国や地方公共団体がそれを支援すること等により、社会全体で運動として広げていく必要があるとされています。

本村では、「高山村男女共同参画社会づくり計画」に基づき、男女がともに仕事と家庭・地域活動などを両立できる環境づくりに取り組んでいます。今後も県や企業等と連携して育休や短時間勤務等を取得しやすい職場環境づくりと「仕事と生活の調和」の実現に向けた取り組みの推進に努めます。

また、保護者の多様な働き方に対応できるよう、保育所での保育や放課後児童健全育成事業、ファミリー・サポート・センター事業など、各種子育て支援の充実を図ります。

＜支援の内容＞

・仕事と生活の調和ができるよう、子育て支援サービスの啓発活動を実施します。

１１　子どもの居場所、遊び場

アンケートの自由意見から、子どもの居場所について意見が寄せられています。小学校低学年を中心とした子どもたちは、これまでどおり放課後児童クラブでのサービスの充実を図ります。

＜支援の内容＞

・放課後児童クラブに対するニーズに応えるため児童クラブと学童保育聖徳園が連携して利用の拡充を図っていきます。

・小学校高学年など、放課後児童クラブを利用しない子どもたちの居場所や遊び場については、今後検討していきます。

第５章　計画の推進

１　推進体制

この計画の分野は、福祉・保健・教育・労働・生活環境などの多岐にわたっています。このため、関係各課、関係機関、団体、企業等と連携しながら、地域社会全体の取り組みとして総合的かつ効果的な推進を図ります。

また、保護者、子ども・子育て支援に係る者などで構成する「高山村子ども・子育て協議会」において各年度の計画の推捗状況を把握し、事業の充実や見直しについての協議を行い、本事業の効果的な進行管理に努めます。

２　計画の広報・啓発

地域社会全体で、すべての子どもの育ちと子育てを支援していくためには、村民や関係団体の理解や協力、参画なくしては実現できません。村のホームページ、広報、パンフレット等を活用し、本計画についての理解促進を図ります。

また、計画の進捗状況についても、担当課のヒアリングにより調査し、その結果については村のホームページ等に掲載し、村民への周知を図ります。情報共有を図り、地域と行政が一体となった連携のもとに計画を推進します。

３　計画の達成状況の点検及び評価

子どもと子育てをする親を取り巻く環境は、時流にともない変化していきます。
本事業計画は、理念だけのものに終わらず、時流に対応した現実的な事業計画として推進していくためには、きめ細かに進捗評価を行いながら計画を見直していくPDCAサイクル（＊）による推進体制が不可欠になります。そのため、高山村子ども・子育て協議会を中心に検討を重ね、その結果は村民に公表いたします。

＊ PDCA サイクルとは‥‥事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ

PLAN（計画）⇒　DO（実行）⇒　CHECK（評価）⇒　ACTION（改善）

の４段階を繰り返し、業務を継続的に改善していきます。

【高山村子ども・子育て支援事業に係るPDCAサイクル】

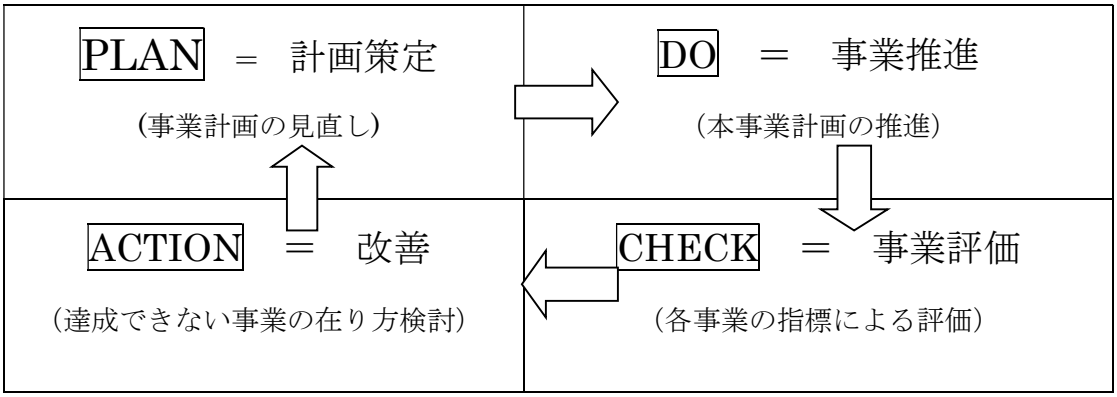

資料編

１　策定の経緯

（１）高山村子ども・子育て協議会　令和 6.5.20　子育て世帯アンケート調査内容の検討

（２）子育て世帯アンケート調査　5.29～6.14 に実施

（３）高山村子ども・子育て協議会　6.10.31　アンケート結果の報告と検討

（４）高山村子ども・子育て協議会　6.12.23　高山村子ども・子育て支援事業計画の検討

（５）意見・提案募集　7.1.31～2.13　ホームページに掲載と教育委員会で閲覧

（６）高山村子ども・子育て協議会　7. 2.18　　高山村子ども・子育て支援事業計画の検討

２　高山村子ども・子育て協議会設置要綱

（設置）

第１条　高山村の子ども・子育て支援に関する施策を調査審議するため、高山村子ども・子育て協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（任務）

第２条　協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

（１）　子ども・子育て支援法(平成 25 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項各号に関すること。

（２）　高山村の子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

（３）　前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援事業に関すること。

（委員）

第３条　委員の定数は 12 人以内とする。

２　委員は、児童委員、保護者の代表、公共的団体の代表、その他住民の中から村長が委嘱する。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、２年とし、再任を妨げないものとする。

２　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第５条　協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

２　会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（事務局）

第７条　事務局は、教育委員会子育て学校教育係に置く。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営及びその他必要な事項は、村長が定める。

附　則

この要綱は、平成 26 年２月 10 日から施行する。

３　高山村子ども・子育て協議会名簿

No.	所　　属		氏　　名	役職名
1	民生児童委員	民生児童委員協議会長	田中かつ子	会　長
2		民生児童委員主任児童委員	黒岩　道子	
3	保護者の代表	子育て支援センター利用者	久保田朋美	
4		たかやま保育園保護者会代表	丸山　洋賢	
5		高山小学校ＰＴＡ代表	東方　真季	副会長
6		高山中学校ＰＴＡ代表	片桐　基貴	
7	公共的団体の代表	たかやま保育園長	新津　朋典	
8		高山小学校長	神田　和幸	
9		高山中学校長	河西　巧	
10		高山村児童クラブ代表	北澤　雅子	
11		学童保育聖徳園代表	藤岡　隆城	
12	その他	認可外保育施設	浦野　美紀	
事務局（教育委員会）		教育長	澁谷　茂夫	
		教育次長	堀　一生	
		子育て学校教育係　係長	関　雄司	
		子育て支援センター　次長	竹前いずみ	
		子育て学校教育係　担当	小林麻由美	

任期：令和６年４月１日～令和８年３月 31 日